

政策資料

No.282

《復刊177号》
1990年3月1日

巻頭言 村沢 牧1

特集 I

1990年度政府予算案の内容と

問題点

○1990年度政府予算案の内容と問題点

(総論)2

○各省予算の主要な内容と問題点.....10

- ・厚生省・文部省・通産省・運輸省
- ・郵政省・建設省・国土庁
- ・農林水産省・労働省・環境庁
- ・科学技術庁・防衛庁

○1990年度地方財政対策の内容と問題点...34

特集 II

原子爆弾被爆者等援護法案関係

○原子爆弾被爆者等援護法案解説.....39

○原子爆弾被爆者等援護法案の概要.....41

○現行法と原子爆弾被爆者等援護法案

との比較.....42

○原子爆弾被爆者等援護法案要綱.....44

○原子爆弾被爆者等援護法施行に要する

経費.....49

○原子爆弾被爆者等援護法による年金・

手当の性格.....50



政権をめざす

具体的な政策を

村沢 牧

政策審議会副会長

日本社会党は、東京都議選、参議院選挙、衆議院選挙を通じて、ホップ・ステップ・ジャンプの政治目標を実現した。

長く続いた自民党の一党支配の政治に対して、国民の怒りが政権交代を期待し、自民党を見限つた票が、他の野党ではなく社会党に期待が回ったことを思うとき、我々の責任は極めて重大である。

90年政治決戦後の第一のステップは、連合政権を目指す体質改革と、それを具体化するための政策形成能力が問われることになる。

わが党は四年前の党大会で「新宣言」を採択し、その後「二一世紀への社会経済転換計画」を発表しているが、理念と政策を結合す

るための具体的な政策の詰めを早急に行わなければならない。今後の政策活動、国会闘争を考えるとき、昨年の臨時国会、特に参議院の闘いを、いま一度総括し、教訓とすべきである。

土井たか子社会党委員長の総理大臣指名、消費税廃止九法案の可決、被爆者援護法案可決、土地基本法案の大修正、年金改正法案の大修正、決算の不承認、育児休業法案やパート労働法案、農業政策の強化充実決議など、わが国議会史上かつて例を見なかつたことが実現し、わが党を中心とする野党協力によつて議会制民主主義の発展に画期的な貢献をしたのである。

定することができる自信をもつ

た。こうした国会の取り組みと共に、わが党は多くの議員の参加によるプロジェクトで、食糧自給率向上・地域農業確立のための「新農業プラン」を作成し公表した。これは農業再建の指標であり、このプランを基に農政を転換する法案を整備しなければならない。

政府の法案を野党が批判する国から、野党が国民の要求に応え、自らの政策、法案を提出し、それを成立させるという現実的対応がいが、消費税廃止法案に関連して、二二人もの自民党議員が質問席に立つて、わが党への敵意をムキ出しにし、野党に政策立案や政権担当能力の無いことを国民の前に示そうとした陰湿な審議の中で、四会派の不眠不休の奮闘と廃止法案提出者の堂々たる答弁で切り返し、自民党を窮地に追い込み、野党の政策形成・立案能力を内外に明らかにすることことができたことを評価すべきである。

特別国会は消費税を含む政府予算案の組み替えはもちろん、消費税廃止を中心に国民に分かり易い時代になつたのである。

国会にしなければならない。われわれは、政権を担当しうる政党に脱皮するために、具体的に取り組まなければならない課題が山積しているとき、政策立案能力をさらに強めなければならず、そのためには政策審議会の機構・機

(むらさわまさき・参議院議員)

I 一九九〇年度政府予算案の内容と問題点

一九九〇年度政府予算案の

内容と問題点（総論）

——生活小国・軍事大国化を継続する政府予算案——

模が大きくなつたことと、いわゆる赤字国債が発行されていないことである。

予算規模をみると、一般会計の総額は前年

度当初比九・七%増の六六兆二七三六億円、

うち国の政策経費とされる一般歳出は同じく三・九%増の三五兆四〇九二億円で、いずれも八一年度以来九年ぶりの高い伸びとなつてゐる。

一九八九年一二月二九日未明、自民党海部内閣は九〇年度政府予算案を閣議決定した。しかし、この来年度予算案は衆議院解散までに国会に提出されなかつた。しかも、今年度補正予算案も解散によつて廃案になつたのである。予算は総選挙後に審議されることになり、政治の集約点とも考えられる海部内閣の予算案は、例年以上に注目を集めてゐると言えよう。

参議院では自民党が過半数を割つてゐることに象徴されるように、従来の自民党政治の

国民への負担転嫁による財政再建

来年度政府予算案でまず目につくのは、規

優先の課題とされてきた赤字国債依存からの脱却という自民党政府のいわゆる財政再建しているのか、従来の自民党政治を如何に転換させようとしているのか、鋭く問われているのである。この観点から予算案を検討し、問題点を抉りだすとともに、わが党が主張している予算編成等への転換をめざし全力を尽くしたい。

またこの間、予算編成上、財政運営上の最も、九〇年度という目標年度に予定通り達成されることになった。赤字国債の発行が当初予算案で予定されないのは、じつに一五年ぶりである。ここ二、三年は、財政の中期展望の目標通りか、それ以上に赤字国債の発行を減額させてきたが、それ以前の状態からすればまさに奇跡的ともいえる。さらに、国債残高の六〇分の一を国債整理基金に積むための一般会計からの同基金への定率繰り入れも八

二年度当初予算以来八年ぶりに再開されてい
る。

しかし、予算規模を拡大させ、社会保障費をも例年以上に増加させることができたのも、加えて財政再建目標を達成させ、国債整理基金への定率繰り入れを再開させ得たのも、言うまでもなく好景気の継続による税収増と消費税による増税に支えられた結果である。総選挙目當てに社会保障支出を増やしても、これまで通り長期的には公的負担の抑制が目標とされており、国民の期待に応えられる展望は示されていない。国民への負担転嫁を基本に据えた従来の財政再建路線の結果としての予算案なのである。

赤字国債からの脱却や国債償還などを推進することは、それ自体としては好ましいことではある。しかし問題なのは、数字合わせを優先させ、国民の期待に応えようとしている。しかしながら、國民の信頼を得てできる税制を確立しようとしないことである。生活大国、軍備縮小、消費税廃止・税制再改革などが今日の重要な課題であるにもかかわらず、自民党政府は今まで通りそれに反する道を歩もうとしているのである。

消費税存続に固執する自民党政
税制を検討する前提として、まず税収を見ると、八六年度は一兆三千億円強、八七年度

五兆六千億円強、八八年度五兆七千億円強と当初見積りを決算が大幅に超過する傾向が続いている。八七年度、八八年度はそれぞれ当初の段階では予定されてなかつた年度途中の所得税、法人税を中心とした二兆円程度の減税が行われているため、見積りを上回る超過額は七兆数千億円にものぼる。今年度も租税收入等は補正予算案すでに三兆二一七〇億円の増額補正が行われている。超過（減少）率では最近の状態を超える例が過去にも見られたが、三年も連続して税収見積りが実績をこれほどまで大幅に下回った例はない。

大蔵省などは、株価や地価の高騰による一時的な増収と説明してきたが、好景気の要因とされてきた為替相場（円高）、原油安、金利安そして株価や地価の上昇が三年以上も継続すれば一時的なものとして片付けてしまうことはできない。たしかに、原油や金利は上昇傾向を見せており、為替相場も不安定な要素を含んでいる。しかし、あり余る余剰資金を背景とした投機の隆盛は止まるところを知らず、株高、地価上昇には一向に歯止めがかかっていない。「カジノ経済」といわれるような異常な状態が常態化しているのが現状なのである。株や地価の高騰などがGDPに直接反映せず、税収見積りもそれらを適切に考慮するのが難しい側面があることはたしかである。しかし、税収見積りの詳細は公表さ

れておらず、どのような困難があるのか、具体的には明瞭にされていない。

地価の高騰によつて様々な弊害が顕著になつてきているが、それに対する有効な対策も見出せていないにもかかわらず、それを一時的なものと強弁して税収見積りの是正を怠ってきたことを勘案すれば、意図的な過少見積りと言わても仕方がない。来年度の見積りはかなりの増収を当て込んでいるが、従来と見積り方法はどのように違うのか、必ずしも明らかではないのである。

財政再建を建前にして国民生活関連の歳出増を阻止するために、また消費税の導入を正当化するために税収見積りを抑えてきたと言つても過言ではないのである。

消費税を中心とした税制問題は未だに何も解決してはいない。わが党をはじめとした野党は昨年の臨時国会に消費税廃止関連法案を提出したが、選挙の洗礼を受けた参議院では可決されたものの、衆議院では「大型間接税は導入しない」という選挙公約で得た自民党三〇〇議席によつて廃案にされてしまった。

今回の予算編成、税収見積りを見ると、昨年のわれわれの予想とそれほどの違いではなく、消費税を廃止しても歳出、歳入両面で工夫すれば支障が生じなかつたことは明らかである。これは九〇年度予算編成だけではなく、

経済・財政運営を適切に行えば二、三年継続できることは間違いない。その間、税制論議を行なうことはできたはずである。

自民党政のなきなければならぬことは、消費税の小手先の見直しによる存続ではなく、消費税廃止の道筋を明らかにすることであつた。しかし自民党政は、「見直し」や場当たり的な予算措置によつて消費税の存続に固執し、消費税を盛り込んだ予算案を決定した。しかもその「見直し」では、所得に対する逆進性など消費税の構造的大欠陥を解消できないことは明らかなのである。また、減税超過となつてゐることから、税率引き上げの時期が確実に早まることにもなる。

いすれにせよ、消費税存廃問題は総選挙の大きな争点であり、その結果によつて税制論議の行方も左右されよう。わが党は、消費税を廃止し、総合課税主義を基本とした公平・公正な税制の実現をめざす考え方である。

時代錯誤の軍備増強

次に歳出を検討していこう。

第一に問題にしなければならないのは、防衛費の相変わらずの突出である。昨年一二月はじめに開かれたマルタでの米ソ首脳会談に象徴されるように、世界は冷戦時代の対立から緊張緩和、友好協力の新しい時代に本格的に突入しようとしている。しかし自民党政

はこうした時代認識を口先ではほのめかしつつも、「ゴルバチョフの新思考外交はアジア・太平洋には及んでいない、アジアは別」とし、防衛費の増額を続けようとしている。総額一兆四〇〇億円（八五年価格）の中期防の最終年度にあたる来年度で、その達成率は九・九%にのぼる。そして相も変わらず冷戦時代の認識に立つて策定された「防衛計画の大綱」に沿つて、次期防を策定しようと躍起になつてゐる。全てを相手国の対応の責任に転嫁する姿勢を続け、平和・軍縮に積極的に取り組む姿勢は見られない。

自民党政の公約であつた防衛費の対GDP比一%枠は四年ぶりに守られることになつたものの、好調な景気の持続によつて予想外にGNPが膨らんだ結果にすぎない。防衛費

ODAは、単に増額をはかるだけではなく、援助対象国の経済の自立的発展に役立つものに改善する必要があり、そのためわが党は、「国際開発協力基本法」の制定を提唱しているのである。

いすれにせよ、わが国が率先して取り組まなければならないのは、軍備増強によらない真の平和の実現であり、国際的な友好関係の推進である。また、世界全体の発展に貢献することであり、地球的視野で人類の生活環境の保全を据え、その推進に寄与することである。自民党政にはこの視点が大きく欠落していると言わなければならぬ。

展望のない社会保障政策

自民党政は、消費税への反発に配慮し、

防衛費の対極に政府開発援助問題がある。

東欧の政治的激変によつて経済援助の問題がクローズアップされている。わが国の場合には今まで通り際立つてゐる。東欧援助に関して、自由選挙と市場経済の導入を援助対象国選定の基準とするとも言われてゐるが、押しつけがましい態度と言わなければならぬ。

イギリスやフランスなど欧州諸国からは、自民党政の東欧諸国への援助等は市場への参入拡大を狙つてのことではないか、と懸念する声も聞かれる。

「高齢者保健福祉十ヵ月戦略」を決定し、長寿社会福祉基金を創設し、(補正予算案)、年金保険料の引き上げを圧縮したり、年金支給開始年齢の六五歳への繰り延べを見送るなど福祉拡充の施策を打ち出している。社会保障費も対前年度当初予算比で六・六%増と最近では大きな伸びとなっている。しかしこれらはあくまでも、消費税への反発に対する場当たり的な対処策であり、総選挙目当ての弥縫策略的な性格を帯びている。社会保障費が増えたといつても、総選挙目当ての新規施策が盛り込まれているため、当然増経費でさえ十分に賄つてはいないのである。

来たる総選挙で自民党が過半数を占めれば、高齢化社会に向けた社会保障・福祉充実の建前とは逆に、保険料率の引き上げ、年金支給開始年齢の六五歳への繰り延べなど年金制度の改悪が目論まれ、福祉や農業などの切り捨てが進む可能性は否定できない。という

のは、海部内閣は、党利党略に乗つ取つた利益誘導のバラまきを行いながらも、これまで通り、国民生活を圧迫する行財政改革の推進、歳出の節減合理化を継続するという基本姿勢を明らかにしているのである。しかもこれまでの赤字国債依存からの脱却という財政再建目標に代わる新たな財政運営の基本的指針も、福祉社会の具体像も明らかにしてはいないのである。福祉施策にあつてもいわゆる自

立自助を基本におき、在宅福祉の推進を中心においている。この選択が果たして正しいものか、歳出増の抑制を動機にしただけにすぎないのではないか、疑念は尽きないのである。われわれは、高齢化の進展に備えた具体的で現実性に富んだ福祉の長期計画を策定し、その実現をめざしていきたい。それと同時に、大規模プロジェクト推進が目立ち計画性が乏しい公共事業を転換させ、地価の高騰やインフレ懸念の煽りを受けておびただしく遅れている生活基盤の整備を計画的に進めなければならぬと考えている。こうした課題は、緊急性を有すると同時に、計画的に進める必要があり、新たな中期的財政計画を策定する際の重要な課題である。

求められる自民党政治の転換

以上、概観しただけでも、自民党政府には、内外の激変する情勢に対応していく気力も能力もすでに欠けてしまっていることは明らかである。ゆとりのある予算編成の外見とは裏腹に、選挙目当ての場当たり的な対処策に終始し、旧態依然の施策を継続することに躍起になつてゐるにすぎない。

消費税の廃止、税制再改革、そして財政運営の転換などは、総選挙の結果如何に左右されることであり、そのためにも総選挙に勝利しなければならない。予算編成等に限らず、

立自助を基本におき、在宅福祉の推進を中心においている。この選択が果たして正しいものか、歳出増の抑制を動機にしただけにすぎないのではないか、疑念は尽きないのである。われわれは、高齢化の進展に備えた具体的で現実性に富んだ福祉の長期計画を策定し、その実現をめざしていきたい。それと同時に、大規模プロジェクト推進が目立ち計画性が乏しい公共事業を転換させ、地価の高騰やインフレ懸念の煽りを受けておびただしく遅れている生活基盤の整備を計画的に進めなければならぬと考えている。こうした課題は、緊急性を有すると同時に、計画的に進める必要があり、新たな中期的財政計画を策定する際の重要な課題である。

(補論) 選挙目当ての補正予算案

今年度補正予算案は、五兆九千億円近くで、今までなく大規模のものとなつていて。しかしこうした大規模の補正予算案は、今年度に限つたことではなく、ここ二、三年続いている。その原因は、当初の税収見積りを抑え、自民党政府に都合のよい政策経費を補正予算に大幅に盛り込んだことにある。結果、

今年度の補正予算案は、税収の増加と昨年度の税収超過を要因とした剩余金などを財源に、超大型になつたのである。

そして、厚生保険特別会計などに対するいわゆる隠れ借金の一部を返済し、赤字国債の発行を減額すると同時に、自民党の総選挙対策の意味合いが強い中小企業支援策や長寿社会福祉基金、芸術文化振興基金の創設などを盛り込むことができてゐる。まさに政治的な税収見積りを少なく見込み、抑制型の当初予算を編成しながら、大規模な補正予算を継続しているため、前年度当初比で六%以上増

政治の大転換の端緒を切り開くために重要な選挙である。新たな政治主体の登場が待ち望まれており、政治の転換によつて二一世紀への新たた展望を開拓していくなければならない。い。

えた八九年度予算も八八年度補正後の予算に比べれば規模は縮小していたが、九〇年度予算案も八九年度補正後に比較すれば小さなものとなっている。歪んだ財政運営を象徴する事態と言わなければならない。

当初予算編成を適切に行えば、補正予算が党利党略に左右されることも少なくなるはずである。九〇年度予算案では、税収見積りがある程度是正されたことと消費税による大衆増税の結果、赤字国債発行をゼロとし、国債整理基金への定率繰り入れを再開し、総選挙対策とも言える歳出増を行えたことは明らかであるが、基本的には従来路線の継続であり、評価することはできない。それと同時に、八九年度補正予算案も総選挙向けの色彩が強く、選挙前に審議することさえ適切さを欠く内容であった。衆議院の解散によつて廃案になつたのは当然だつたのである。

1990年度一般会計歳入歳出概算

(単位 百万円)

区分	前年度予算額(a)	平成2年度概算額(b)	比較増△減額(b-a)
歳 入			
1. 租税及印紙収入	51,010,000	58,004,000	6,994,000
2. その他の収入	2,293,194	2,639,611	346,417
(1) 国債整理基金特別会計受入金	1,300,000	1,300,000	0
(2) その他収入	993,194	1,339,611	346,417
3. 公 債 金	7,111,000	5,630,000	△1,481,000
合 計	60,414,194	66,273,611	5,859,417
歳 出			
1. 国 債 費	11,664,867	14,289,304	2,624,437
2. 地方交付税交付金	13,368,840	15,275,090	1,906,250
3. 産業投資特別会計へ繰入	1,300,000	1,300,000	0
4. 一 般 歳 出	34,080,487	35,409,217	1,328,730
合 計	60,414,194	66,273,611	5,859,417

1990年度一般会計歳出概算主要経費別内訳

(単位 百万円)

事 項	前 年 度 予 算 額 (a)	平 成 2 年 度 概 算 額 (b)	比較増△減額 (b-a)
(社会保障関係費)			
1.生 活 保 護 費	1, 141, 577	1, 108, 748	△ 32, 829
2.社 会 福 祉 費	2, 230, 879	2, 405, 588	174, 709
3.社 会 保 險 費	6, 641, 225	7, 194, 692	553, 467
4.保 健 衛 生 対 策 費	526, 888	558, 674	31, 786
5.失 業 対 策 費	354, 084	347, 116	△ 6, 968
計	10, 894, 653	11, 614, 818	720, 165
(文教及び科学振興費)			
1.義 務 教 育 費 国庫負担金	2, 387, 676	2, 485, 160	97, 484
2.國立学校特別会計へ繰入	1, 140, 799	1, 199, 785	58, 986
3.科 学 技 術 振 興 費	448, 032	475, 460	27, 428
4.文 教 施 設 費	263, 153	243, 830	△ 19, 323
5.教 育 振 興 助 成 費	614, 441	625, 195	10, 754
6.育 英 事 業 費	82, 956	83, 440	484
計	4, 937, 057	5, 112, 870	175, 813
国 債 費	11, 664, 867	14, 289, 304	2, 624, 437
(恩給関係費)			
1.文 官 等 恩 給 費	111, 788	107, 800	△ 3, 988
2.旧軍人遺族等恩給費	1, 588, 519	1, 580, 523	△ 7, 996
3.恩 給 支 給 事 務 費	8, 030	8, 011	△ 19
4.遺族及び留守家族等援護費	147, 414	141, 173	△ 6, 241
計	1, 855, 751	1, 837, 507	△ 18, 244
地方交付税交付金	13, 368, 840	15, 275, 090	1, 906, 250
防 衛 関 係 費	3, 919, 834	4, 159, 341	239, 507
(公共事業関係費)			
1.治山治水対策事業費	1, 080, 198	1, 085, 739	5, 541
2.道 路 整 備 事 業 費	1, 781, 940	1, 788, 127	6, 187
3.港湾漁港空港整備事業費	511, 336	514, 624	3, 288
4.住 宅 対 策 費	764, 372	764, 097	△ 275
5.下水道環境衛生等施設整備費	954, 812	957, 397	2, 585
6.農 業 基 盤 整 備 費	867, 310	869, 633	2, 323

事 項	前 年 度 予 算 額 (a)	平成 2 年 度 概 算 額 (b)	比較 増△減額 (b-a)
7. 林業工業用水等事業費	1 6 0, 1 4 8	1 5 7, 7 6 6	△ 2, 3 8 2
8. 調 整 費 等	1 0, 5 7 5	1 0, 6 0 5	3 0
小 計	6, 1 3 0, 6 9 1	6, 1 4 7, 9 8 8	1 7, 2 9 7
9. 災害復旧等事業費	6 6, 7 2 1	6 6, 7 2 1	0
計	6, 1 9 7, 4 1 2	6, 2 1 4, 7 0 9	1 7, 2 9 7
経 濟 協 力 費	7 3 3, 9 0 6	7 8 4, 4 8 0	5 0, 5 7 4
中小企業対策費	1 9 4, 2 4 9	1 9 4, 3 4 9	1 0 0
エネルギー対策費	5 2 7, 4 9 3	5 4 7, 5 9 0	2 0, 0 9 7
食 糧 管 理 費	4 1 8, 2 2 5	3 9 5, 2 2 5	△ 2 3, 0 0 0
産業投資特別会計へ繰入	1, 3 0 0, 0 0 0	1, 3 0 0, 0 0 0	0
その他の事項経費	4, 0 5 1, 9 0 7	4, 1 9 8, 3 2 8	1 4 6, 4 2 1
予 備 費	3 5 0, 0 0 0	3 5 0, 0 0 0	0
合 計	6 0, 4 1 4, 1 9 4	6 6, 2 7 3, 6 1 1	5, 8 5 9, 4 1 7

(注) 前年度予算額は、平成2年度概算額との比較対照のため、組替えをしてある(以下同じ)。

1990年度の税制改正による増減収見込額

(単位 億円)

改 正 事 項	平 年 度	初 年 度
1. 消費税の非課税範囲の拡大等		
(1) 非課税範囲の拡大	△ 1, 4 8 0	△ 5 2 0
(2) 飲食料品の小売段階非課税及び特別低税率の創設	△ 9, 8 7 0	△ 3, 2 6 0
計	△ 1 1, 3 5 0	△ 3, 7 8 0
2. 消費税の仕入税額控除の制限等	2, 8 3 0	2, 9 1 0
3. 公的年金等控除額の引上げ	△ 3 4 0	△ 4 0 0
4. 住宅取得促進税制の拡充	△ 9 7 0	-
5. 製品輸入促進税制の創設	△ 8 7 0	△ 6 5 0
6. 租税特別措置の整理合理化等	1 6 0	△ 7 1 0
7. その他	△ 5 9 0	△ 6 1 0
合 計	△ 1 1, 1 3 0	△ 3, 2 4 0

(注) 消費税の改正による増減収見込額には消費贈与税に係るものも含む。

1989年度一般会計補正予算案

(単位 百万円)

1. 岁出の補正額

(歳出の追加額)

(1) 災害復旧等事業費	425,571
(2) 給与改善費	267,669
(3) 厚生保険特別会計へ繰入	1,500,000
(4) 蚕糸砂糖類価格安定事業団在庫生糸特別処分損失補てん交付金	121,361
(5) 日本国鉄道清算事業団補助金	450,000
(6) 地下高速鉄道建設費補助金等	103,293
(7) 住宅金融公庫交付金等	599,260
(8) 住宅・都市整備公団補給金等	176,436
(9) 国債整理基金特別会計へ繰入	866,073
(10) 地方交付税交付金	1,595,864
(11) その他の経費	552,656
計	6,658,183

(歳出の修正減少額)

(1) 既定経費の節減額	△ 610,486
(2) 予備費の減額	△ 150,000
計	△ 760,486

合計 5,897,697

2. 岁入の補正額

(歳入の追加額)

(1) 租税及び印紙収入	3,217,000
(2) その他の収入	344,371
(3) 公債	650,000
(4) 前年度剩余金受入	2,336,329
計	6,547,700

(歳入の修正減少額)

(1) その他の収入	△ 3
(2) 特例公債	△ 650,000
計	△ 650,003

合計 5,897,697

(備考) 1. 上記の補正により、平成元年度一般会計歳入歳出予算総額は、それぞれ
66,311,891百万円となる。

2. 計数整理の結果、異動を生ずることがある。

厚生省予算案

厚生省予算案は、一一兆五、六〇〇億円、六・七%の伸び。一九九〇年度を目途として検討を進めていた老人保健制度および国保制度の根本的な見直しは、自民党が総選挙に不利と判断したため、見送りとなつた。つまり老人医療の自己負担の拡大やサラリーマン本人の九割→八割給付へのレベル・ダウンなどの政府方針を先送りし、「福祉削減隠し」の選挙としたのである。

ただし、現行老人保健法は、サラリーマン（労使）の拠出増を招く加入者按分率九〇→一〇〇%（九〇年四月から）の引上げを明記しているため、健保組合の負担急増（約一、二〇〇億円）を緩和するための措置（九〇〇億円）がとられた。また、国保法は、八八、八九兩年度限りとされていた国保基盤安定制度や高額医療費共同事業の延長などに限つて改正されることとなつた。

さらに自民党は、復活折衝段階で消費税を福祉に振り向けるためとして、「高齢者保健福祉推進十カ年戦略」を最重点とし、一〇年間の総事業費約六兆円強（国庫負担二兆円台半

ば程度）、九〇年度（初年度）の総事業費約三、六〇〇億円（国庫負担九〇〇億円）を決定した。その問題点は、およそ次の五点である。（カツコ内は社会党の立場）。

① 介護に関する国・自治体の責任を明確化しようとしていない。「重介護」の保障をナショナル・ミニマムとして位置づける。

② 必要に応じて介護サービスを呼べるようなシステムを目指していない。（在宅ケア・コール・システムを市町村単位に整備する。）

③ 「ねたきりゼロ作戦」といいながら、リハビリの徹底が不十分である。（病院、施設、在宅いずれでも「生活リハビリ」を徹底する。）

④ 在宅福祉の重視といいながら、介護やりハビリに適した住居の確保が不十分である。（住宅・施設の「ケア・ハウス」化を進める。）

⑤ 公的福祉を活性化する市民パワーを軽視している。（市町村単位に利用者中心の公的サービス評価・検討市民協議会を設置する。）

る。）

以上五点の違いに沿つて、政府・自民党の「十カ年戦略」の概要と問題点を指摘するとおよそ次の通りである。

自民党政府の「高齢者保健福祉推進一〇カ年戦略」の概要と問題点

一、「寝かせきり」にしないための国の責任が不明確かつ不十分なこと

① 現行老人福祉法などでは、介護に関する国のお責任範囲が不明確であり、「一〇カ年戦略」はこれを是正しようとしている。

② 特別養護老人ホームなど老人福祉施設に対する国庫補助率は整備費1/2、運営費1/2、ホームヘルパーの人員費も1/2という現状からみても、介護の確保がナショナル・ミニマムの一環として位置づけられているとはいえない。

③ 「一〇カ年戦略」の初年度は、総事業費約三六〇〇億円、うち国庫負担額九〇〇億円、一〇年間で総事業費「約六兆円強」とうち国庫負担額「二兆円台の半ば程度」と推計され、残りは自治体等の負担である。市町村が「老人保健福祉計画」を策定するようにするとしているが、その財政に不

安が残る。

二、本人と家族が必要なときすぐ利用できるシステムを目標にしてないこと

① 一九九〇年度ホームヘルパー三万五九〇五人（六五歳以上人口四一三人に一人）から一九九〇年度一〇万人（二二三人に一人）をめざしているが、この程度では、いま週一～二回、三時間程度の定期的派遣を二～三回にするので精一杯であり、本人とその家族が、必要に応じて臨時に在宅介護サービスを受けられるようにはならない。

なお、一九九〇年度一〇万人という水準

は、人口一〇万人当たり七六・六人となり、現在の西欧諸国の一再低水準（イギリス、フランスの約一二〇人）と比べても、その2／3弱にすぎない。

② ホームヘルパーの入件費（1／2補助）の単価は、九〇年度、時給換算七四〇円（家事）または一一二〇円（介護）であり、この水準ではマン・パワーを確保できるかどうか疑わしい。（九〇年度予算案二〇四億円）

③ 要重介護者には主治医の確保が欠かせないが、市町村まかせになつてている。

三、病院、福祉施設、在宅のすべてにわたるリハビリの徹底が図られていないこと

① 「寝たきり老人ゼロ作戦」におけるリハビリ政策は、リハビリの手引きの作成・配布、医療機関から市町村への脳卒中患者の入退院情報の提供、機能訓練事業実施箇所数の拡大、その会場への送迎体制の整備などである。

② 医療機関、社会福祉施設、在宅いずれの場合においても、日常生活動作の中で生活機能の維持・回復を図る「生活リハビリ」を徹底させるべきなのに、その重要性や実施方法について右の「リハビリの手引き」で強調するといった程度の方針にすぎない。

③ 理学療法士（PT）、作業療法士（OT）がイギリスの1／4水準（人口当たり）といつた事態を是正する計画がない。

④ 総選挙後の特別国会への提案が予定されている政府の医療法改正案では、「長期療養病棟」と「一般病棟」に区分し、前者においては、リハビリ機能を要件の一つとすることも検討しているというが、きわめて消極的で期待できない。なお、「長期療養病棟」においては、看護職員を減らすことが検討されているが、病院の「寝たきり」をなくす方向に逆行する。

③ 公共住宅を対象としたシルバー・ハウジング・プロジェクトは、八七～八九年度一九カ所、九〇年度予算案一〇カ所。介護不要の高齢者が暮らしやすい程度の設備・構造と、デイ・サービスセンターからの生活

居のあり方全体をケア・ハウス化する必要がある。すなわち、高齢者・障害者にとって起居・移動しやすく、したがつてまた介護や「生活リハビリ」をやりやすい設備・構造に改めることである。「一〇カ年戦略」は、その立場に立つてあるが、その内容は、

軽費老人ホームのケア・ハウス化（八九年度から）、公共集合住宅の一部または全部の改善（シルバー・ハウジング・プロジェクト）、世帯更生資金（九〇年度から生活福祉資金）や住宅金融公庫の貸付、などである。

② 軽費老人ホーム（八八年一〇月現在二八八カ所）は、そのすべてを計画的に改善する方針ではなく、開設者が申し出た場合（まだゼロ）に限る（八九年度四カ所はすべて新設、九〇年度予算案は一五〇〇人分、五〇人規模として三〇カ所、二〇カ年戦略）の目標としては一万人分）。公共住宅の一階のケア・ハウス化や特別養護老人ホームなどの併設は、今後の検討課題としている。

③ 在宅福祉の重視と言ひながら、介護やりハビリに適した住居の確保が不十分なこと

① 「寝たきり」にしないためには、住

援助員（相談員）の派遣を行うにすぎない。

したがつて、要介護者となつたときは住みかえ等の必要に迫られる。

④ なお、道路、公共施設などを高齢者・障害者が利用しやすいようにする事業としては、「住みよい福祉のまちづくり事業」がある（七三～八九年度二八五市町村、九〇年度予算案で五〇市町村、「一〇カ年戦略」の目標七〇八市町村）。しかし、一市町村当たり五〇〇万円×二年度分といった程度の補助金（都道府県も同額）のため「点づくり」に終わっている。

五、公的福祉を活性化する市民パワーを軽視し、むしろシルバー産業の育成を重視していること

① 在宅介護などのサービスを行うための市民団体による自主的な組織が増えている。しかし、政府が「住民参加型在宅福祉サービス」として活用・育成の対象にしているのは、第三セクター、財團法人、社会福祉法人などに限られている。

② 車いすや杖を頼りに行き来できる範囲や、高齢者・障害者を中心とした福祉型コミュニティは、第一次的な日常生活圏としての小学校区（約二万五〇〇〇）である。しかし、政府は、デイ・サービスセンター、在宅介護支援センター（それぞれ一万カ所目

標）などを「中学校区に一ヵ所程度」の整備方針と説明している。

③ 前項④の政府による「福祉のまちづくり」は、「高齢者・障害者のため」といながら、当事者参加による推進はまれである。

文 部 省 予 算

一、一九九〇年度予算の概要と特徴

一九九〇年度政府予算案のうち文部省所管分は、一般会計が四兆七九八八億円で前年度より一六〇八億円（三・四六%）の増となつた。しかし政府予算は好景気と消費税に支えられて九・七%も伸び、防衛関係費も依然六・一%も伸びているので、相変わらず文化教育軽視の予算となつていると言わねばならない。一九八一年に一〇%を割った政府予算に占める割合も遂に七・二四%に落ち込んだ。

文教予算のうち経常部門は四兆四一二一億円で九一・九四%を占めるに至った。投資部門はわずかに三八六七億円に過ぎない。また人件費が三兆七二九四億円と文教予算の七・七二%を占め、物件費は一兆〇六九四億円と二二・二八%まで落ちこんだ。

二、具体的な内容と問題点

1 「義務教育教科書購入費」は前年度より四〇億円（九・一%）の減で三九六億円となつた。減少の理由は児童・生徒の減少である。

④ 「民間事業者による老後の保健及び福祉のための総合的施設の整備促進法」を中心として「シルバー産業」にも公的資金の融資を行つてている。

「義務教育費国庫負担金」は二兆五七四二億円で前年度より九九八億円（四・〇三%）の増、学校事務職員・栄養職員に係る義務教育費国庫負担金は大蔵省から「地方交付税」化の意向が示されていたが九〇年度も堅持された。四〇人学級は小学校で五年生まで、中学校で二年生まで拡大され、進捗率はそれぞれ八六・九%、七二・〇%となつた。しかし配置率改善の進捗率は六〇%に止まり、九一年度計画達成が危ぶまれている。

2 かつては五〇〇億円あつた「公立学校施設費」はシーリング予算のしわ寄せを受けて二四六億円にまで減少。前年度より一九二億円、七・八七%の減となり、事業量も二七三万m²から一二三万m²に縮小した。政府は児童・生徒の減少で学校施設は余っていると説明しているが、すでに改築時期を迎えており、このままでは子どもたちを危険な施設で学ばせることになるであろう。

3 先端科学のための大学院新設などにより「国立大学特別会計への繰り入れ」は一兆一九九八億円と前年度より五九〇億円（五・一七%）増加した。先端科学重視の姿勢は「科学研究費補助金」にも見てとれ、五五八億円と前年度より三三億円（六・〇八%）増加した。しかし大学教育一般の軽視は続

いており、九一年度から国立大学の授業料が三万六〇〇円値上げされ、三七万五六〇円となる。国民の教育費負担は一層重くなっている。

4 経常経費の五〇%助成を目指してスタートした「私学助成」は、自民党政府の補助金削減政策で八八年度には一六・六%に落ち込んだ。九〇年度予算是三四億円（一・三七%）増で二五二億円となつたが、補助率は一四%台に落ちこみそうである。私

学の学生生活費は二〇〇万円にも達しており、私学助成費の拡大充実は急務となつてゐる。大蔵原案でマイナス内示を行い、私学の陳情を待つて自民党が復活したとの演出は私学を食い物にするもので許せないとである。

5 「育英奨学事業費」は奨学金返還率の向上を理由に前年度より二億円（〇・二五%）削減されて七八三億円。奨学金は対象学生数が若干拡大されたものの金額面では据え置かれ、学生生活は苦しさを増している。

6 「生涯学習関係費」は前年度より一四億円（三・六二%）の増で四〇〇億円、「文化関係費」は二三億円（五・六%）の増で四三三億円、「体育関係費」は六億円（二・〇五%）の増で二九八億円となつた。しかし生涯学習では資格社会を前提とする「専修学校」への傾斜、「各種学校」への許認可権

の拡充などに重点が置かれ、文化予算は依然としてフランスの一〇分の一に過ぎず、スポーツではオリンピックで勝てる選手の

制度」の創設をはじめ、国民が期待する「身近で豊かな」文化・スポーツと生涯学習の強化のみに重点が置かれている。「教育休暇制度」の創設をはじめ、国民が期待する「身

実現が望まれている。

なお、全政党の委員長が実現を約束し、時の首相もその実現を約束した「災害遭児育英会」への補助が二年たつても実現していないことはきわめて遺憾である。また同様に、社会党もその実現に尽力してきた「芸術文化振興基金」を、政策経費を計上すべきでない補正予算に計上し、野党の反対を見越して自民党的手柄にしようとするなどは許されないものであることを付言しておかねばならない。



通商産業省予算批判

一、通産省予算の概要

「地球規模での共存共榮」と「ゆとりと活力に満ちた経済社会」の実現をめざして、とタイトルが付けられた一九九〇年度の通商産業省予算。その予算全体は、一般会計、石炭並びに石油及び石油代替エネルギー対策特別会計（石炭勘定、石油及び石油代替エネルギー勘定）、電源開発促進対策特別会計（電源立地勘定、電源多様化勘定）、特許特別会計、アルコール専売事業特別会計、以上の五つの会計に分かれている。全部の合計額は一兆三八二〇億円となり、対前年度と比べると約八%の伸びとなつていて。

各項目別みると、石特会計（石炭並びに石油及び石油代替エネルギー対策特別会計）繰入を除く一般会計は、三三八三億円で対前年度比は約三%の伸びである。更に、一般会計に占める中小企業対策予算は、一一七五億円で対前年度比は約八%の伸びである。石特会計は、五九〇五億円で対前年度比で約四・三%の伸びである。電源開発促進対策特別会計は、三六五一億円で対前年度比で約一・一%の伸びである。特許特別会計は、五八二億円で対前年度比で約三・六%の伸びである。アルコール専売事業特別会計は、二九九億円で対前年度比で約六・四%の伸びである。

このように通算予算の平均の伸び八%を超えているのは電源開発促進対策特別会計のみである。電源開発促進対策特別会計は電源立地勘定と電源多様化勘定に分かれており、電源立地勘定は一六三一億円で対前年度比で約一五%の伸び、電源多様化勘定は二〇二一億円で対前年度比で約八・五%の伸びとなつていて。いかに電源立地勘定が突出している予算配分となつていてあるかが判る。

二、通商政策予算

通商政策予算は「对外不均衡の是正と国際調和型の経済構造・産業活動の実現」を目指した予算配分としている。具体的には、総合的輸入拡大策の推進として、対日輸出商品の発掘（草の根輸入振興）として四三億円。輸入促進実現に向けての制度整備、対日輸出促

進への協力に四七〇億円、航空機輸入の拡大に一三四五億円の財政投融資を付けている。対外貿易黒字の削減のための予算措置としては、草の根から輸入を振興させようというものであるが、四三億円の予算のうち、そのほとんどがジエトロ（日本貿易振興会）への予算措置である。

対外貿易黒字が焦点化して以来、ジエトロは様々な商品の輸入を試みている。その努力はかなりのものであるにもわからず、成果はかんばしくない。というのも、外郭機関とはいえ、所詮、役所の延長でしかなく、通産省の枠内でしかできない限界があるためである。輸入すべき商品は、多岐にわたつており、他省庁管轄の商品、あるいは他省庁管轄の予算関連が多くを占め、省庁間の枠を超えた輸入を行わなければ、いくら通産省が、草の根輸入振興といえども、実効が上がらないのは明らかである。

今、求められているのは、省庁間の枠を超えた輸入を行わなければならぬという意識を、政府全体に広げる工夫である。そのための努力の方が先である。

三、エネルギー対策予算

エネルギー対策予算は「中長期的観点に立った資源エネルギー政策の推進」を目標として、地球環境問題に関する議論をも踏まえつ

つ、原子力の開発利用を着実に進めるため、安全対策に万全を期するとともに、国民の理解の一層の増進を図ることが不可欠である、としている。

このようにエネルギー政策の視点は従来と何ら変らず、原子力中心に推進させている。

エネルギーの長期需給見通しから考えても、

原子力の建設について見直しが必要なことは、機会ある毎に指摘している通りであり、このまま進めれば、将来かならず設備過剰になることは明らかである。それにもかかわらず、予算措置を突出させてまで、原子力を推進させることは、将来大きな禍根を残すことになるであろう。

四、中小企業対策予算

中小企業対策予算の総額は一九四三億円と前年度と比べて一億円の増となっている。伸び率にして僅か〇・〇五%である。一九八一年度から始まつたマイナスシーリングにより昨年度まで連続の減額が、僅か一億円とは言え増額になつたことは特筆すべきことではある。

それでは何の項目が伸びたのかというと、突出しているのは小規模企業対策費である。小規模事業指導費補助として四七六億九〇〇万円が付いており、対前年度比一七億六〇〇万円の増額となつており、伸び率では

三・七%の伸びとなつてている。

小規模事業指導費補助は、商工会、商工會議所への補助金であり、一九八一年度から始まつたマイナスシーリング期間中であつても、別枠として高い伸びを示していた。自民党の選挙対策として商工会、商工會議所を手

厚く予算措置をしておかなければならぬためであり、この小規模事業指導費補助が伸びつづけたため、結果として中小企業対策予算が僅か一億円とは言え増額になつただけである。中小企業対策予算に名を借りた自民党の選挙対策予算といえよう。

運輸省予算の問題点

一九九〇年度の運輸省関係予算は、全体的に見れば一般会計における行政費で五四四〇億円、公共事業費二六九一億円となつており、これはほとんど前年度と同額である。これは引き続きマイナスシーリングの中で全体的に編成されたためであるが、同時に特徴的なのは、個別政策のいくつかにおいて前年度を下回つたものにたいし、一九八九年度の補正で別途計上することを決めていることである。

このことは、総選挙を控えての政治的な判断があつたためであるが予算編成のあり方そのものに問題があると言わなければならぬが、ここでは新年度予算についての主な問題点を指摘することとしたい。

国鉄が強引に分割・民営化されて三年が経過しようとしているが、国鉄清算事業団が引き継いでいる国鉄の長期負債は、「国鉄改革」の初年度（一九八七年度首）に二五兆五〇〇億円であったものが一九九〇年度首には二七兆一〇〇〇億円に達し、既に一兆六〇〇〇〇億円もの増加となつてている。政府はこれまで、国民負担となる長期負債の処理方針については、一九八九年度までの土地の売却状況や雇用問題の解決の状況をみながら確定する、と説明してきている。そしてまた、「改革」の犠牲者となり、JR各社に雇用されずそのまま再就職ができずいる旧国鉄の職員約二〇〇〇人もが、いまだ国鉄清算事業団に所属しておりその明確な見通しはたっていない。しかし、雇用問題は、一九八九年度までに解決す

ることとなつて、ため新年度での予算措置ができず今後どのように対応するか重大な問題を抱えている。政府は、予算案の中で土地の売却収入を一兆円見込むほか、當團地下鉄の出資持分の一般会計へ継承、助成金などにより、一九九〇年度末まで債務残高を二六兆二〇〇〇億円にするとの方針しか示しておらず、土地売却に過大見積り不安も含め問題も多く、何よりも膨大な国民負担分の解消の処理方針は立っていない。

2 整備新幹線予算に伴う他への影響

整備新幹線、高崎——軽井沢の工事費（二年目）に七一億円、難工事費に二一億円、建設準備費に二五億円が計上されたが、整備新幹線建設財源は、一般公共事業費（一般会計）から捻出しており、全体として、マイナス・シーリングの枠がかかるつていて、その分が鉄道防災事業費にしわ寄せされる結果となつていて、ちなみに、鉄道防災事業費は、一九八八年度予算では、八五億六〇〇〇万円であつたが、八九年には三六億五〇〇〇万円、九〇年には一五億五九〇〇万円と減少して二年間で七〇億円の減少となつていて。

3 船員雇用対策が不十分

外航船員は、年々減少し、深刻な雇用不安を引き起こしているが、運輸省が「外航船員

活用経営安定化事業予算」として要求していたが、昨年に引き続き見送られ、また、外航配乗事業助成の要求二億一〇〇〇万円に対し雇用対策は不十分である。

一億八〇〇〇万円しか認められないなど船員雇用対策は不十分である。

5 過疎バス対策の限界

ブルトニューム輸送に海上保安庁が護衛にあたること自体問題であるが、そのための護衛巡視船建造で一九八九年補正予算で計上（総額二〇三億円）されており、今後海上保安庁関係の予算へのしわ寄せの懸念がある。そのことは、すでに、広域的哨戒体制新年度予

地域住民の足として不可欠な地方バス路線維持整備費補助金は、一〇三億六二〇〇万円と前年とほぼ同程度となつたが、一九八九年度で期限切れとなつたため、五年間の再延長が行われた。こうした不安定な施策ではなく、国、地方自治体、企業が協力しあつてバス路線の運行を確保するための、制度の恒久化（地方バス路線運行航路維持整備特別措置法（仮称）の制定等）が必要である。

4 問題あるブルトニューム輸送護衛予算

算八七億一七〇〇万円の規模は、前年より一億円以上の減額となつていて。

郵政省予算の概要と問題点

1 三つの特別事業会計と一般会計

郵政省には、他の省庁にない特徴がある。郵政省が、郵便や郵便貯金、簡易保険・年金という三つの事業を直接運営し、かつ他方で、郵政をはじめ電気通信、放送、電波など、高度情報化をリードする「政策官庁」としての割役を担つていているところにある。

先に政府・自民党が決めた九〇年度郵政予算案の概要をみると、三事業の経営状況はいずれもおおむね順調といえる。郵便事業は、歳入・歳出とも前年度比三九九一億円（七・一%）増加して五兆五八二三億円。この中から、印紙販売などの業務外収入・支出を除く純郵便事業は、三兆一六六四億円（六・四%）となつていて。

また、定額貯金の集中満期をむかえ心配されている郵便貯金事業は、歳入・歳出とともに一般勘定が一三一一億円（一・六%）の減少で七兆九〇五五億円、郵貯資金の自主運用である金融自由化対策特別勘定が六六三六億円（一九・九%）増で、四兆五五億円。簡易生命

保険事業は、保険勘定が歳入一一兆一〇九九億円（一〇・八%増）、歳出六兆二二八一億円（一〇・〇%増）であり、年金勘定が歳入五二二四億円（四二・七%増）、歳出九八九億円（四九・六%増）となっている。

他方、「政策官庁」としての予算ともいえる郵政省の一般予算案は、八億八七〇〇万円増（三・八%）の二六五億四〇〇万円である。しかし、高度情報化など推進すべき施策が山積しているにもかかわらず、郵政省の一般予算是きわめて少なく、われわれ社会党が指摘し続いている問題点は解消されないままである。

2 順調な特別会計予算案

三つの特別会計の予算案にもとづく重点施策で注目されるのは、「国際ボランティア貯金（仮称）の実施」である。これは、社会党が政策提起してきた「二一世紀への郵便局づくり」の考えを盛り込んだもので高く評価したい。郵政省は、現在「郵便貯金の利子をもつてする海外援助のための寄付の委託等に関する

法案」を準備中である。具体的には、通常郵便貯金（出し入れ自由）者の希望によつて利子の一部（二〇%）を自動的に海外援助に充てようというもので、郵政省の試算によれば四五年後には少なくとも年間一〇〇億円の援助の実現が見込めるという。

ただ、援助の方針について、郵政省は「郵政省が適当と認める海外援助団体等に資金を交付する」方向で十分と考えているようだが、問題がある。社会党は、郵便貯金利用者の「さやかな善意」の期待を裏切ることのないよう、また、貯金者の声が十分反映される援助の方法を主張していくことにしている。

この他、主な施策として次のようなものが予定されている。郵便窓口のサービス拡大、業務委託による郵便局の設置や積立郵便貯金制度の改善（積立期間を一年以上三年以内で三ヶ月単位に拡大）、郵便貯金リゾート施設の設置（土地取得費一四億一九〇〇万円）、郵便貯金・簡易保険・郵便年金の資金運用部制度の改善・充実（債券の貸付け、大型私募事業債への運用）、簡易・郵便・年金の改善（障害保障商品の創設）、同加入者福祉サービスの充実（リゾート、スポーツ施設一八億九〇〇万円）、また、情報拠点としての郵便局ネットワークの高度化の推進（八億七二〇〇万円）、郵便局舎の整備等事業運営基盤の整備・充実（建物九八局、土地六六局、自動読取り区分機三

九台、ATM・CD三六〇〇台）が計画されている。

これらは、いずれも社会党が衆参での国会審議や郵政省との討議等を通して強く主張してきたもので、三事業の予算案は一応、評価できる内容となっている。

3 地域・国際化への貢献を打ち出した一般会計予算案

もう一つの予算、つまり「政策官庁」としての一般会計、さらに関連して無利子融資、財政投融資の主な施策をみてみる。郵政省は、九〇年度予算案の特徴を「地域振興の貢献」と「国際社会への貢献」に絞って整理しているが、内容の不十分さを指摘せざるをえない。

一般会計のうち、「地域振興への貢献」分は、情報通信開発事業の推進（四八〇〇万円）、災害に強い安全な国土づくりの高度防災通信網の整備（二二〇〇万円）、テレトピア、ハイビジョン等地域振興のための情報化の推進（四二〇〇万円）、民間能力の活用による地域情報通信基盤の整備（四二〇〇万円）、テレビジョン放送等の難視聴対策の推進（六〇〇万円）である。

この他、無利子融資分七〇〇億円が内数として、ハイビジョン・システム地域整備事業や地域CATV事業等テレトピア指定地域内事業など認められ、財政投融資分の内数とし

て四四三〇億円が、テレトピア、ハイビジョン地域事業などへ出資・融資される。

「国際社会への貢献」は、一般会計として、

国際放送の充実（一五億円）、電気通信技術による国際協調の推進・開発途上国情報化への貢献・地球環境の計測技術の研究など九八〇〇万円が計上されている。また、無利子融資の内数七〇〇億円としてテレポート整備事業が、財政投融資の内数四三七〇億円がテレビ整備事業として、同一二五〇億円が通信衛星・通信機器の輸入促進として認められている。

社会党として、郵政省予算案に示されているこうした情報通信の高度化を中心とした施策については、一定の評価はできる。しかし郵政省は、NTT法の見直しにみられるとおり、電気通信事業、放送・電波事業に対する規制緩和のあり方や、公的分野と私企業分野の役割のあり方について、新しい時代に沿った政策を提起しているとは言いがたい。総選挙後の国会審議の重点にしていきたい。

建設・国土関係予算について

一、建設省および同省関係予算

建設省の一九九〇年予算総額は、五兆一九一億円（NTT・A型を含む）で、伸び率は八九年度の二・二%より下り、僅かに〇・三%の増。この伸び率は六〇兆円から六六兆

円になった国的一般会計総額の伸び率九・七%の三〇分の一という伸び率であつて、国の一般歳出総額（三五兆円）の伸び率三・九%と比較しても約一三分の一の伸び方である。またインフラ整備が中心の建設省予算にしては、国全体に占める割合が依然として一割に満たなく七・八%となつていて。しかも、この三カ年は八・九%（八九年度）、八・六%（八八年度）というよう下げづけている。経済大国といわれながら遅れているインフラ整備には、まだ熱心ではないといわれるのも当然といえよう。

財投をみると、九兆二一九六億円で前年度比七・二%の伸び。内訳は住宅金融公庫、住宅都市整備公団の住宅関係に六兆四六五四億円（前年度比八・五%増）、日本道路公団はじ

め首都高、阪神高など道路関係に二兆六八四四億円（同四・七%増）、その他都市開発資金融通特別会計、日本下水道事業団、民間都市開発推進機構など三機関合計六九八億円（同

七・三%減）となつていて。

国費、財投、自己資金（住都公団の家賃、道路公団の通行料金等各機関収入合計）などを総計した、いわゆる事業費ベースでみると、住宅関係八兆五二〇四億円（同七・八%増）、道路関係（同三・一%増）、下水道および市街地再開発、公園など都市整備関係二兆二二九五億円（同三・六%増）、治山治水一兆八九七一億円（前年度並み）、その他総合計すると二〇兆六〇五五億円（同四・八%増）で初めて二〇兆円の大台に乗せた。

(一) 持ち家より公共住宅を

住宅予算に入る前に、高地価のため庭つき戸建てを絶望視している大都市等のサラリーマンから要望の多い公共住宅だが、これも依然としてそのぼう大な“大衆の渴望”に答えようとしていない。それは建設計画戸数に示されている。公共住宅の中心である市町村営

または都道府県営の公営住宅戸数が五万七〇〇戸、公団住宅が二万五〇〇〇戸で、いずれも前年同数であるからだ。しかし公庫融資住宅だけは五〇〇〇戸増えて五五万戸。公営と公団を合せた公共住宅（八万二〇〇〇戸）と公庫住宅との戸数差は年々開く一方だが、九〇年度は実に六・七倍にまで広がってしまっている。この公庫住宅は、確かに政府施策住宅の三本柱の一つであるが内実は「持ち家」住宅の典型で、『民間自力建設』住宅ともいえる『非政府施策』的住宅でもある。金利も「公」庫といわれるほど低くなく、さらに融資枠も限られ、高金利の都市銀行からの抱き合わせ融資を受けなければ建設あるいは取得も不可能なほど高価格になつてゐる現状から、結果として「公」庫の『恩典』どころか『家計』圧迫のローン『地獄』を背負い込むことになるのである。

これら住宅を予算額からみると、事業費ペースでは、その住宅金融公庫（融資額）が六兆八五九五億円（同九・〇%増）、公営住宅（補助額等）六九二七億円（同一・八%増）、住宅都市整備公団（建設費）六五七九億円（同六・四%増）、その他合計八兆八四七三億円（同八・五%増）となつてゐる。これでも明らかのように公庫予算の九%伸びに対して、最も困窮者から期待されている公営住宅予算が僅かに一・八%、また公団が六・四%の伸びに

とどまつておらず、いかに自民党政権が公共住宅の供給を軽視して、家計圧迫の持ち家制を押しつけているかがわかるのである。これを国費では、公庫融資の利子補給額（大蔵省資金運用部に支払う財投金利と利用者への貸出し利子の利差を国費で補てん）三五三九億円（前年同額）、公営住宅（国庫補助分）三四三六億円（同一・九%増）が主で合計九一三九億円（前年並み）。

(二) 低速・高料金を改めよ

道路については、第一〇次道路整備五ヵ年計画の第三年度に入るが、この通称「一〇次五計」の総額五三兆円のうち、九〇年度は一般道路四兆三五九〇億円（累計進捗率五四%）、有料道路二兆七四一〇億円（同五五・九%）、地方単独二兆七八〇〇億円（同五六・三%）、計九兆八八〇〇億円（同五五・一%）。

また一般道路の国道、地方道、街路の各國費はほぼ前年並みだが、有料道路の国費は前年度比一三%の伸びを示している。財投を中心とした事業費の伸びが高い本四連絡橋公団の一〇五九億円（同二・三%増）と東京湾横断道（株）の五一五億円（同二九%増）が目立つが、本四公団は明石海峡大橋工事の本格化と本四第三の尾道—今治ルートの着工が復活折衝で追加されたからで、これも総選挙用『大盤振舞い』の一つであることは間違いない。なお、高速道路の実態は『低速・高料金』という悪

とどまつており、いかに自民党政権が公共住宅の供給を軽視して、家計圧迫の持ち家制を押しつけているかがわかるのである。これを国費では、公庫融資の利子補給額（大蔵省資金運用部に支払う財投金利と利用者への貸出し利子の利差を国費で補てん）三五三九億円（前年同額）、公営住宅（国庫補助分）三四三六億円（同一・九%増）が主で合計九一三九億円（前年並み）。

(三) 都市・河川事業は転換を

都市整備（計画）のうち、国費の下水道整備八二三七億円（前年同額）、公園整備一八億円（前年並み）だが、公園にはこのほかにNTT・A型（収益を伴う公共事業）六二億円が計上されており、合計すると一二〇〇億円を超える。下水道、公園等は都市環境指標を根本から左右する重要な公共事業であることを考えれば伸び率がほとんどゼロに近いということは、経済大国とは無縁のようである。『生産に寄与しない公園』とはいえあまりにも行政姿勢が貧困である。

治山治水事業の国費は、治水九七九八億円（前年同額）、海岸整備三一七億円（同）、急傾斜地対策等三七四億円（同）で、ほとんど前年度に続き増減がない。しかし、こうした河川改修も戦後四五年、莫大な資金が投下され、今日、ほぼ全面的に整備が進んだといわれ、このため、こんごは河川事業予算を、より効率的に使用、あるいは配分することであつて、

新たなインフラ整備に対処すべきといえよう。

四 公共事業を保障できる総合的施策を

以上が建設省予算の概略だが、近年、ビルプロジェクトを含め公共事業が景気を下支えしているが、いまやカネあまりなど他の外部要因と住宅投資の加熱から建設業界は型枠工や鉄筋工の不足と労賃の增高により、工事単価が上昇、地方の学校、公営住宅など公共施設工事の落札不調が続き「受注調整」の声さえ出ている。したがつて、政府は東京一極集中の是正策はもちろん東京における新たな事務所事業所税の創設をはじめ業務ビルへの住宅付置義務、開発規制等を実施、総選挙用の大盤振舞いによるこれ以上の景気刺激は避けるべきである。

なお、大都市農地活用住宅供給整備促進事業の創設をうたっているが、市街化区域内農地への一方的な宅地並み課税を強行してこの事業を推進することは慎むべきで、かりに実施するとすれば公営など公共住宅に限ることにしなければなるまい。また宅地並み課税を実施する場合は、憲法九五条で、その是否を住民投票で問わなければならぬ。

二、国土庁予算

国土庁が設置されて一六年にして土地基本法を成立させ、独立機関として自立したいと

ころだが、実態はいまなお建設省をはじめ農水、大蔵、経企、運輸、総務、自治、その他各省庁からの“寄せ集め官庁”といわれ、まわり政策、実施両部門をもつた合同官庁ともいわれている。したがつて、土地行政のセンタービーとしての強大な権能や財力は現在もない。このため、それらを整備、確立することがまず急務である。

(一) 地価対策費の大増額を

そこで同庁の九〇年度施策は、①国土計画の推進、②総合的な土地対策の推進、③水資源対策の推進、④大都市圏整備の推進、⑤地方振興の推進、⑥災害対策の推進、その他となつており、予算額では行政部費として②の土地対策が一四三億円（前年並み）で最も多く、ついで⑤の地方振興が五〇億円（同三・〇%増）、①の国土計画一〇億円（前年並み）。

しかし、監視区域指定への助成等地価対策費を大幅に増額すべきだ。

一方実施官庁としての公共事業関係ではNTT・Bタイプを含めた総額として二四四一億円（同二・七%増）。内訳は水資源開発事業費七二〇億円（同一・七億円減）、離島振興事業費一六〇四億円（同五・三%増）その他である。

(二) ゴルフ場優先のリゾート開発を規制せよ

注目される点は、多極分散促進の業務費を含めた四全総計画の推進調査費七億余円、土

地利用計画法の運用関係交付金および地価公示（全国一万六八九二地点）費六〇億円、国の行政機関移転推進費四千余万円、豪雪地帯の省庁からの“寄せ集め官庁”といわれ、また政策、実施両部門をもつた合同官庁ともいわれている。したがつて、土地行政のセンタービーとしての強大な権能や財力は現在もない。このため、それらを整備、確立することがまず急務である。

(一) 地価対策費の大増額を

そこで同庁の九〇年度施策は、①国土計画の推進、②総合的な土地対策の推進、③水資源対策の推進、④大都市圏整備の推進、⑤地方振興の推進、⑥災害対策の推進、その他となつており、予算額では行政部費として②の土地対策が一四三億円（前年並み）で最も多く、ついで⑤の地方振興が五〇億円（同三・〇%増）、①の国土計画一〇億円（前年並み）。しかし、監視区域指定への助成等地価対策費を大幅に増額すべきだ。

一方実施官庁としての公共事業関係ではNTT・Bタイプを含めた総額として二四四一億円（同二・七%増）。内訳は水資源開発事業費七二〇億円（同一・七億円減）、離島振興事業費一六〇四億円（同五・三%増）その他である。

(二) ゴルフ場優先のリゾート開発を規制せよ

注目される点は、多極分散促進の業務費を含めた四全総計画の推進調査費七億余円、土

農林水産関係予算について

一九九〇年度農林水産関係予算案は、総額で三兆一二二一億円となり、対前年度当初予算比一・一%の減額となつた。これに対し、政府予算案の一般会計総額は対前年度当初比九・七%増の六六兆二七三六億円となってい。積極型といわれる今回の政府予算の中で農水予算が大幅に減額されたことは、自民党の農林水産業切り捨て政策が継続中であることを示している。特に水田農業確立対策（いわゆる転作助成事業）の対前年度当初比一二・四%減（総額一六三二億円）は突出してゐる。

水田農業確立前期対策は八九年度で終了し、九〇～九一年度は水田農業確立後期対策の対象となる。後期対策においては水田農業確立助成補助金以下、「助成補助金」というの体系と水準が改定された。一〇アール当たりの助成補助金の新旧を対比すると、一般作物（麦、大豆、飼料作物、花き、地力増進作物等）が二万円→一万四〇〇〇円。永年性作物（果樹、転換畑、林地、養魚池等）が二万五〇〇〇円→一万九〇〇〇円、特例作物（野菜、た

ばこ等）、水田預託、土地改良通年施行が七万円→四万円と、いずれも大幅にカットされた。

このカットについての代償措置らしきものとしては、一般作物と永年作物への「高能率生産単位育成加算」二万六〇〇〇円（従来の「生産性向上等加算」は二万円）の導入が挙げられるが、特例作物以下については代償措置らしきものきえない。新しい「高能率生産単位育成加算」は、「転作で団地化及び作業規模の拡大に加え転作田を含む水田全体での作業規模を拡大し、高能率な生産単位を育成するもの」であるとしている。従来の「生産性向上等加算」は「生産規模の拡大、生産の組織化、転作田の団地化、地域ぐるみの水田の畑転換、畜産農家と結びついた計画的な飼料作物転作、産地形等を誘導するもの」とされており、従来通りの一〇アール当たり計五万円の助成補助金を獲得するためにはより厳しい条件を満たさなくてはならなくなつておらず、従来通りの金額を受け取れない農家がかなり出るものと予想され、これを裏付けるように、同

円で対前年度比一一・七%の減となつてゐる。転作助成事業の予算は、コメと畑作物の収益性の格差を縮小し、麦、大豆、飼料作物等の自給率の低い作物の生産を振興し、自給率を引き上げる役割を持つている。したがつて、この予算の大幅減額は、自給率引き下げをさらに進めようとする政府自民党の意思の現われと言わざるを得ない。

なお、今回の予算案と関連して自民党がこの度の選挙で「目玉」として活用しようとしているのが、「土地改良負担金総合償還対策事業」（以下、「対策事業」という）である。これは、国庫からの拠出により一〇〇〇億円の資金を五年間で造成し、土地改良負担金の償還が困難な地区（農産物自由化、米の需給調整、事業費増高等を要因として負担金の償還が困難な地区であつて、同一地区内の全事業の年償還額を合算したピーク時の償還額が一〇アール当たり平均で三万円（北海道二万円）又は農家一戸当たり平均で二〇万円（北海道四〇万円）の額以上となる地区（ただし、地域の実情を配慮して特例を設けることができる）について、農家負担の軽減と計画的な償還の推進を図るため償還利子の利子部分全額について一定期間、利子補給を行うものである。利子補給の財源負担割合は国と県が半々である。要するに、高負担の農家の特に苦しい償還時期において償還利子の減免をはかる

うとするものである。

一九九〇・一・二三

これは、実は、社会の政策を取り入れ改変し、しかも手厚さの度合いを後退させたものにすぎない。社会は、すでに、先の参議院選挙政策の中で、土地改良事業（基盤整備事業）の自己負担金や畜産、かんきつ経営に関わる農家負債対策として長期無利子の借り替え融資を導入し、実質的な利子の減免をはかるなどを主張していた。政府の今回の「対策事業」は、農家負債の利子部分を肩代わりしようとする点で同じであるが、借り換え融資ではなく利子補給の方式を用いており、しかも利子を減免する期間を限定するなど社会党の方針よりも後退している。そして、何よりも牛肉・オレンジ自由化実施を一年後に控え、畜産農家、かんきつ農家に同様の措置をとろうとしたことは大いに疑問である。なお、今度の予算案では「対策事業」に一五〇億円が計上された。

林野関係では、まだ不十分ではあるが、国有林野特別会計への一般会計からの繰り入れが対前年度当初比四・六%増となっている。しかし、造林、林道事業が減額となつておらず、わが国の森林・林業再生のための本格的な予算となつていい。水産関係では、公共事業がいざれも対前年度当初比三%増となつていいが、「漁業生産構造再編整備の推進」が二六・七%の減額となるなど問題を含んでいる。

労働省関係予算案の概要と問題点

(1) 労働省関係予算案の概要と特徴

1 来年度予算案のうち労働省所管分は、①一般会計四八六八億九〇〇〇万円（対前年度予算比一〇億三四〇〇万円減）。職員人件費を除けば三六八九億四二〇〇万円で、四九億二八〇〇万円減）、②労働保険特別会計四兆六四五三億七六〇〇万円（同二三三四億二二〇〇万円増）、③石炭並びに石油及び石油代替エネルギー対策特別会計・石炭勘定二〇四億三八〇〇万円（同一七億四八〇〇万円減）、④総計五兆一五二七億〇四〇〇万円（同二三九六億四〇〇〇万円増）――となつてている。

これらのうち、失業対策事業については、労働省は、昭和六一年度から年齢制限（六五歳線引き）の段階的実施（六一年度は七〇歳以上。八月一日実施）を進めており、平成二年は六六歳以上が除外対象とされる。このため平成元年度予算では一万三〇〇〇人であつた失業対策事業の吸收人員は、二年度はさらに減員されて九〇〇〇人となつてている。（表1参照）

2 一般会計は、労働省職員人件費（一一七九億四八〇〇万円。三八億九四〇〇万円増）と失業対策費（三四五八億六七〇〇万円。六四億〇一〇〇万円減。表1参照）とがほとんど（四六三八億一五〇〇万円、九五・三%）を占めている。

3 一般会計のうち減額となつた主なものには、①失業対策事業費（四三億八七〇〇万円減）、②職業転換対策事業費・就職促進手当（二

人）就職促進手当や求職者給付費の減は、雇用・失業情勢の好転を反映している。（受給者実人員、六〇万五〇〇〇人→五七万四〇〇〇人）

には、職員人件費は別として、(1)職業転換対策事業費・高年齢者労働能力活用事業費等補助金（上記のように高年齢者就業機会開発事業費は減額だが、シルバー人材センター（四二五団体→四九五団体。七〇団体増）の八億三五〇〇万円増額などに加えて、高年齢者地域雇用開発事業費（一五億六五〇〇万円）が新設され、全体では二〇億一五〇〇万円増）、(2)特定地域開発就労事業費（三億五七〇〇万円増。対象人員は三一〇〇人で変わらず）――などのほか、(3)ODA（政府開発援助）関係予算（一般会計分全体で一六億三八〇〇万円↓二〇億三八〇〇万円。三億九九〇〇万円増）がある。

ODA関係予算の主なものとしては、(1)外国人基礎技能研修生受入れ事業（元年度から発足。一億六一〇〇万円→四億六〇〇〇万円。二億九九〇〇万円増）、(2)開発途上国人事・労務管理者育成事業（同上。二七〇〇万円→一億〇二〇〇万円。七五〇〇万円増）、(3)ILO分担金（二五億九九〇〇万円→二七億四四〇〇万円。一億四五〇〇万円増。ただしODAカウント分（一九%）は五億〇九〇〇万円→五億三八〇〇万円。二八〇〇万円増）、(4)外国人研修生受入れのあり方に関する検討（新、一一〇〇万円）――などがある。

5、円高の急進展等に伴う雇用・失業情勢の悪化に対処するものとして、昭和六二年度は

「三〇万人雇用開発プログラム」、六三年度は「産業・地域・高齢者雇用プロジェクト」が盛り込まれ、特定求職者雇用開発助成金や雇用調整助成金、地域雇用開発助成金（六二年度に創設）、特定業種雇用安定助成金（六三年度に創設）などの助成率が原則率により引き上げられていた（『政策資料』24号及び258号参照）が、その後雇用情勢が好転したことにより、平成元年度予算では、新設された地域雇用開発助成金・特定事業主制度を除き、それぞれ原則率に引き戻されていた。しかし、同プロジェクトによる助成金は実際には元年度に支給される分が多く、その分が、二年度予算案で大幅減となっている。

なお、石炭勘定の産炭地域開発就労事業費補助金及び炭鉱離職者緊急就労対策事業費等補助金は、それぞれの吸收人員が六〇人（三〇〇〇人→二九四〇人）、一九〇人（一〇七〇人→八八〇人）減員され、合計二一億八一〇〇万円の減となっている。

6、新規施策の主なものは、別掲のとおりであるが、これらのほか、(1)高年齢者の多様な就業形態に係る調査研究（六〇歳台前半層を中心とする高年齢者の就業志向の多様化に対応するため、高年齢者の短時間勤務、在宅勤務等の多様な雇用就業形態についてその現状と今後の課題を検討する）費（五〇〇万円）、(2)平成三年度からの週四四時間労働制への円

滑な移行に向けた労働時間総合実態調査費（二〇〇〇万円、一般会計）、(3)所定外労働時間の削減方策についての調査研究（企業別労働組合を対象に所定外労働の実態と、それに對する考え方、組合としての対応等について調査を行ない、企業別労働組合の役割を明確にすることにより、所定外労働時間削減に対する組合の自覚と自主的取組みを促そうといふもの）費（一〇〇〇万円）、(4)大企業等の労働者余暇施設の活用に関する調査研究費（五〇万円）、(5)女子就業支援体制に関する調査研究（要介護老人を有する女子労働者等の実態について通信調査を実施し、学識経験者と企業の人事労務担当者による研究会を設置して検討する。約七〇〇万円）、(6)介護労働力の供給体制の整備についての調査研究（高齢化の進展に伴う介護労働力の供給体制の整備を図るため、今後の介護ニーズの地域別需要見込み、介護労働に就労可能な者及び希望者数、就労希望条件等について調査するとともに、民間需給調整機関が果たす役割を検討し、その役割が十分に發揮できるための方策について研究し、介護労働力の確保対策に資するといふもの。四〇〇万円）、(7)労働契約法制に関する調査研究、(8)外国人研修生受入れのあり方等に関する検討（技能労働者の育成を通じた技術・技能の移転を図るための外国人研修生受入事業について、近隣諸国から一層の充

実を要請されている中で、外国人研修生受入れ問題への対応について基本的考え方を整理しておく必要があることから、実態的的確な把握を行ない、外国人研修生受入れのあり方等について、検討を行なうというもの。一一〇〇万円、一般会計)――等が計上されている。

(2) 予算案の主要な問題点

1、一般会計の縮小化と労働保険特別会計への依存の深化

①労働省独自財源(一般会計)が年々縮小し、それに伴つて労働省の施策が、ますます労働保険特別会計(労災保険及び雇用保険)への依存を深めていること、このため、②本来一般会計が負担すべき労働省職員人件費や施設整備費、事務費等の多くが、労働保険特別会計の負担とされていること、――など、労働省関係予算の最も基本的な問題点は、一向に改善されていないだけでなく、平成二年度予算案において、そうした傾向・問題性はさらに強まっている。

例えば、①労働省関係予算全体に占める労働保険特別会計の割合は九〇・二%(前年度予算では八八・六%)にものぼつており、②労働省職員人件費のうち一万〇五三二人分、約七四二億七〇〇〇万円が労働保険特別会計の負担とされている(前年度は一万〇四九七人分、約七〇〇億二二〇〇万円)が、これは

労働省職員全体(二万四九〇四人)の四二・三%、人件費全体(約一九二三億五〇〇〇万円)の三八・六%にあたる(前年度はそれぞれ四二・一%、三八・〇%)。(このほか、石炭勘定で一〇人分、一億二八〇〇万円を負担)。また、別掲したような新たな施策は、そのほとんどが労働保険特別会計によるもの。

2、高年齢者雇用対策について

本格的な高齢化社会を迎つつあるのに対応して、高齢者の雇用・所得保障の確立が国民的課題となつていて。

「西欧では公的な所得保障(年金)が得られる年齢に達したときにはじめて企業論理である定年制が可能になる」(鈴木宏昌「欧米の『早期退職制』と日本の定年延長」)『旬刊福利厚生』一九八八・一〇・一八号)が、わが国の場合、高齢者雇用安定法(旧中高年齢者雇用促進法。四年前の同法改正で改題)において「定年が六〇歳を下回らないように」(第四条)するという事業主の努力義務が定められたにもかかわらず、定年年齢を六〇歳未満としている企業が四割もあり、五五歳定年制の企業も二割以上残っているというのが実情である。

従つて、六〇歳未満定年制については法律で禁止し、さらに六五歳までの定年年齢の引上げ等により高齢者の雇用確保を図る必要があるわけだが、政府は、こうした事情を無視

し、また、定年延長の保障もないまま、昨年の通常国会に、厚生年金支給開始年齢の六五歳への繰延べ実施を盛り込んだ厚生年金法改正案を提出した。先の臨時国会において、この繰延べ実施スケジュールについては削減する等の同法案の修正が行なわれたが、①わが国においても「雇用と年金の接続」を大原則として社会的に確立すること、②この立場から当面六〇歳未満定年制を早急になくすこと、③さらには六五歳までの雇用保障を図ること、などとの課題が残つていてることに変わりはない。来年度予算案では、別掲のように、①高年齢者地域雇用開発事業(仮称)の創設、②継続雇用制度導入奨励金の創設、③高年齢者多数雇用奨励金の拡充(抜本改正)、④高年齢者職業能力開発援助事業(仮称)の創設、⑤高年齢者を対象とした短期の能力再開発訓練の実施――などの新規施策のほか、⑥高年齢者の多様な雇用就業形態に係る調査研究(既述)なども盛り込まれ、従来より積極的な姿勢が見られるものの、特に六〇歳未満定年制の早期解消については、法的禁止措置が必要であるにもかかわらず、なおこれには消極的で「平成六年度六〇歳定年の定着化」を掲げて行政指導を進めるにとどまつていて。(高齢者雇用対策については、雇用審議会で検討中)

また、新設の高年齢者地域雇用開発事業では、「高年齢者雇用共同事業所」の設立・運営

に関する企画・立案等に対する援助が含まれているが、高年齢者の雇用機会については定年延長により保障することを基本とすべきであつて、それを追求せずに、安易に「高齢者共同事業所」に力点を置くことになれば、これらの施策はむしろ「高齢者解雇援助事業」という性格を帯びる恐れがあろう。

3、育児休業制度、家族介護休暇制度等、職業生活と家庭生活との調和対策について

まず、育児休業制度については、従来からの、①育児休業奨励金や、②特定職種育児休業利用助成給付金制度のほか、③労使代表及び学識経験者による「育児をめぐる就業環境整備に関する懇談会」の開催や、④育児休業制度普及促進のための「管理者セミナー」の実施などの新規施策（別掲参照）が盛り込まれ、従来より積極的になつたと感じられないわけでもないが、「法制化は時期尚早。当面は行政指導で育児休業制度の普及促進を図る」との基本的態度を崩しているわけではない。

次に、家族介護休暇制度については、新規施策として、①介護休業の普及促進（別掲参考照）にあたるほか、②女子就業支援体制に関する調査研究（既述）を行なうこととしており、同制度の普及促進等に乗り出したことについては、評価できるが、法的措置が実現するよう、なお一層の積極姿勢を要求していく必要がある。

4、パートタイム労働対策について

パートタイム労働者の雇用安定と労働条件の改善が求められている中で、労働省は一九八八年六月、公労使三者構成による「パートタイム労働問題専門家会議」を発足させ、パートタイム労働立法について検討を進めたが、結局は、八九年六月に、従来の「パートタイム労働対策要綱」（次官通達）に代わるべきものとして「パートタイム労働者の待遇及び労働条件等について考慮すべき事項に関する指針」（労働省告示）を定めるに至った（その経過等については『第一一二三・一一四回国会報告』参照）。

来年度予算案では、従来施策のほか、新規改善事業（別掲参照）を実施することとするにとどまっており、パートタイム労働立法に動く気配はないが、こうした施策ではなかなかパートタイム労働者の雇用安定と労働条件の改善は実現しないことは明らかであり、引き続きパートタイム労働立法について強く迫つていかなければならぬ。

5、行政執行体制の後退

労働省職員の定員は、計画削減分が前年度比三十八人に對し、定員増員が同じく三十六人で、結局二人の減（一般会計負担分は三七人減、特別会計負担分三五人増）となつてゐる。昭和六三年度は二〇年ぶりに増員（一九

人）となり、平成元年度も引き続き増員（二五人）となつたが、二年度予算案では再び減員に転じてしまった。このため、労働基準監督官等、労働行政の基本的な任務の遂行に必要な第一線職員がきわめて不足している状況に変わりはないどころか、悪化することになった（表2 参照）。

外国人労働者問題対策については、平成元年度予算では本省に外国人雇用対策室が新設され、外国人労働者専門官が五人配置されたが、二年度予算案では本省に外国人労働条件専門官一人、外国人調整係長一人、地方庁等に外国人雇用対策担当官一人、外国人労働者専門官一六人の、計一九人が増員されることになつてゐる。

6、予算関連法案について

第一一八回特別国会への提出が予定されている法案は、①労災補償保険法改正案、②高齢者雇用安定法改正案、③中小企業退職金共済法改正案、の三本で、①のみがいわゆる予算関連法案とされているが、内容についてはそれぞれ、なお関係審議会で検討中である。

①については、昨年一二月二五日に、「年金・一時金及び休業補償のスライド要件の改善」「長期療養者の休業（補償）給付への年齢階層別の最低・最高限度額の導入」等をうたう労災補償保険審議会の建議が提出されている。

〔別掲〕

平成2年度労働省関係予算案における主な新規施策

《高齢者雇用対策関係》

- 高齢者地域雇用開発事業（仮称）の創設（15億6500万円。一般会計）

高齢者の雇用を推進するため、各都道府県内に高齢者雇用開発重点地域（47地域）及び高齢者雇用推進重点団体（商工会議所等の事業主団体47団体）の指定（3年間）を行ない、これらを中核として高齢者雇用の地域環境整備を行う。

- 継続雇用制度導入奨励金の創設（54億2200万円。雇用勘定）

60歳を超える雇用延長促進のための助成金制度で、制度を設けた事業主に対して、3年以内に適用対象者が発生することが確実であれば、企業規模及び継続雇用年数に応じて400～1000万円（継続雇用年数が5年間の場合）の助成金を支給する。（あまり活用されなかった従来の高齢者雇用確保助成金〔206億9300万円→66億2300万円〕及び高齢者雇用特別奨励金制度〔32億1600万円→20億3900万円〕は、それぞれ経過措置分を残して廃止される。）

- 高齢者多数雇用奨励金の拡充（653億9100万円。雇用勘定）

60歳台前半層の雇用促進のための制度で、対象労働者を雇用率4%を超えて雇用している事業主について、雇用率6%以下の場合は、前年よりも増加した高齢者の数に応じて一人当たり月額2万円（中小企業3万円）、雇用率6%超の場合は、6%を超える数に応じて一人当たり月額2万円（中小企業3万円）、また、前年より増加した高齢者の数に応じて一人当たり月額3万円（中小企業4万円）を支給する。パート被保険者についてはそれぞれ半額、（雇用率6%超を要件としていた従来の高齢者多数雇用報奨金制度〔元年度予算、372億5900万円〕を拡充するとともに名称を変更し、高齢者多数雇用奨励金とした。）

- 高齢者職業能力開発援助事業（仮称）の創設（1億4100万円。雇用勘定）

技術革新や産業構造の転換が急速に進展する中において、高齢者が職業生活の中で取得した技術・技能、経験を基礎に、これに時代の並化に即応し得る幅の広い又は高度な知識・技能を付与するための特別のコースを設け、各種の教育訓練施設を活用した訓練を実施する。（具体的には、大都市圏等の技能開発センターで、スペシャリスト等養成のためのマスターコース〔「技術者課程」「管理職課程」など〕を設けて原則として6ヵ月間の訓練を実施する予定。）

- 高齢者を対象とした短期の能力再開発訓練の実施（800万円。雇用勘定）

定年退職等後の労働のための付加的技能の付与や職業生活設計の中での技能の付与を充実させるための高齢パート就労希望者に対し、能力再開発訓練（短期課程）を実施する。（具体的には、ワープロ、パソコン、カーペットクリーニングなどの職種について、都市部及び都市部周辺の技能開発センターで訓練期間10日間（75時間）程度の短期訓練を実施しようというもので、対象者数1000人の予定。）

《労働時間短縮・余暇対策関係》

- 特定業種労働時間短縮促進事業の創設（8500万円。労災勘定）

労働時間が長く業界全体としての取組みが必要である業種について、行政指導に基づく「労働時間短縮指針」の策定を促し、業界全体にその周知広報活動等を行なわせることを通じて業界としての自主的取組みを促進するとともに、個別企業における労働時間短縮推進体制を育成する。（具体的には、ホテル・旅館業、印刷業、建設業、木材・木製品製造業、家具・装飾備品製造業の5業種について、2年計画で、業種別事業主団体に委託する予定。）

- 「連続休暇取得促進要綱」の策定（800万円。労災勘定）

労使の実務者、学識経験者等からなる「ゆとり創造社会の実現に向けての専門家会議」を（労働時間問題懇談会の部会として）設け、連続休暇取得促進対策について検討を行ない、検討結果を踏まえて「連続休暇取得促進要綱」を策定し、その普及を図る。

- ゆとり創造宣言都市奨励事業の創設（1600万円。労災勘定）

労働時間短縮に積極的に取り組む都市を「ゆとり創造宣言都市」として選定し、地域の実情に即した取組みを促進し、それに関連した広報啓発活動を行なう。（具体的には、ゆとり創造都市宣言を行ない、市の記念日を地域休業日にしたり、ノー残業デーを設けるなど自治体の自主的取組みの促進を図るものであり、宣言を記念して、パネル、横断幕などによる広報啓発活動を行なうというもので、人口5万人以上の市（約430市）の中から募集し、10市を選定する予定。）

- リフレッシュ休暇モデル事業の創設（540万円。雇用・労災勘定折半）

職業生涯が長期化する中で、生きがいとゆとりをもった豊かな職業生涯の実現を図るため、平成元年度か

らリフレッシュ休暇制度の普及促進を中心とする勤労者のリフレッシュ対策を推進しているが、中小企業が導入するに当たっての阻害要因等を明らかにし、今後の効果的な対策の樹立に資するため、(規模300人程度の)中堅企業7企業を募集し、モデル的に実施する。

《労働安全衛生対策関係》

○ 中小零細企業における安全衛生教育実施体制の整備促進 (2400万円。労災勘定)

自ら安全衛生教育を行なうことが困難な中小零細企業のうち、災害を発生させた50人未満規模の事業場の作業主任者を対象に能力向上教育を実施し、もって事業場における自主的労働災害防止活動の展開を促進する。

○ 作業関連疾患等に関する調査研究 (6200万円。労災勘定)

労働力人口の高齢化、労働密度の高度化等による労働の質的变化に伴って、過労、ストレス等の負荷に関連して発症する疾病が指摘され、社会的な問題となっている。これらの疾病的発症予防を目的として、いわゆる成人病と過労、ストレス等の負荷との関連性、発症のメカニズム及び適切な予防方法等を明らかにし、効果的な総合的作業関連疾患対策の樹立をめざす研究を実施する。(具体的には、高血圧、心筋梗塞、脳卒中、糖尿病等について、専門家で構成する研究班に委託し、5年計画で調査研究を行なうこととし、平成2年度はまず、高血圧の調査研究に当たるというもの。)

○ 石綿粉じんばく露対策の強化 (1700万円。労災勘定)

石綿が使用されている建築物の解体及び改修工事における石綿粉じんへのばく露防止対策として、工事発注者及び工事施行業者に対し、ばく露防止対策の方法等についての説明会を実施するとともに、これらの解体改修工事現場において、都道府県労働基準局の職員による技術指導を行なう。

○ 被災労働者の社会復帰のための「社会復帰推進員(仮称)」の設置 (2000万円。労災勘定)

長期療養者の社会復帰を効率的に行なうため、労働基準監督署に「社会復帰推進員(仮称)」を配置して、被災労働者の職業復帰に関する関係機関との連絡調整や事業主等への指導等、各労働基準監督署における社会復帰指導業務を推進する。(平成2年度は、15署15人の予定)

○ 行政争訟案に迅速・適切に対応するための「労災保険審査専門調査員」の新設 (1100万円。労災勘定)

労災保険審査官の指示のもとに鑑定意見書の督促並びに各種審査資料、文献の収集・整理・要約等の業務を行なわせることにより、審理の迅速化を図る。(平成2年度は、6労働基準局に各1人配置する予定)

○ 林業振動障害者の社会復帰援護制度の拡充 (6億1100万円。労災勘定)

現行の振動障害者社会復帰特別援護金制度は、林業振動障害軽快者等が常用労働者として就職した場合に、本人に対して給付基礎日額の60日分相当額を支給するというものだが、平成2年度から3年間の時限措置として、治ゆ認定者(治ゆ後1年以内の者に限る。)については、100日分に増額することとする。

また、元年度に新設された林業振動障害者職業転換援護金(元年度予算では3億3400万円を計上)制度は、振動障害軽快者等を振動業務以外の業務に転換するための職業転換訓練を段階的に実施しながら再び常用労働者として就労させるか、又は、新たに常用労働者として雇い入れる事業主等に対し、当該労働者に支払われる賃金の一部(1/3。中小企業は1/2[限度額8万円。中小企業は10万円])について、1年間を限度として助成するというものだが、新たに、季節雇用した場合についても、当該事業主に対して賃金助成を行なうこととする。助成率1/4(中小企業1/3)、限度額6万円(中小企業8万円)

《育児休業、介護休業、パートタイム労働対策等関係》

○ 「育児をめぐる就業環境整備に関する懇談会」の開催 (200万円。雇用勘定)

総合的な育児関連施策を検討するため、労・使・学識経験者で構成する懇談会を開催する。

○ 育児休業制度の普及促進のための「管理者セミナー」の実施 (970万円。雇用勘定)

主に女子労働者が多く雇用されている中小企業の労務担当責任者を対象に都道府県婦人少年室において開催する(年2回予定)。

○ 介護休業の普及促進 (2300万円。雇用勘定)

現在1割強の事業所で実施しているにとどまっている介護休業の普及促進のために、一般啓発として全国7ブロックで老親介護に関するシンポジウムを開催し、社会的気運を醸成するとともに、実際に企業の取組みを促進するために本省及び都道府県婦人少年室において使用者会議を開催する等、使用者への周知・啓発指導を進める。

○ 自主的パートタイム労働者福祉改善事業の実施 (900万円。労災勘定)

事業主がパートタイム労働者の福祉の現状について自主的な点検をし、実態に即した福祉制度のあり方について検討を行ない、改善を図る。(具体的には、製造業、卸売小売業、サービス業を対象に、企業に点検表を配って自主的に改善をしてもらうというもの。)

○ パート・サテライト（仮称）の設置（5000万円。雇用勘定）

パートバンクの設置されていない都市に、そのミニタイプとしての「パート・サテライト（仮称）」を設置する。（パートバンクは「人口おおむね20万人以上」を基準として設置され、相談員が2人配置されているが、新たに「人口おおむね10万人以上」規模の都市にも、相談員を1人配置する小規模のパートバンクを設置することとしようというもの。平成2年度は15所設置の予定）

《地域雇用対策関係》

○ 地域活性化のための「地域雇用開発プラン策定援助事業」の創設（10地域、5700万円。雇用勘定）

地域の創意に基づく主体的な雇用開発への取組みを援助するため、市町村等が地域の実情等を踏まえた雇用開発を推進するための実施プランを策定する場合、プラン策定に必要なソフト面の援助を行なう。（都道府県地域雇用開発協議会に委託する。）

※別に下記の「過疎地域等雇用開発プロジェクト」（仮称）に係る事業として、20地域分、1億1400万円が計上されている。

○ 「過疎地域等雇用開発プロジェクト」（仮称）の実施（20地域、1億1400万円。雇用勘定）

本プロジェクトは、過疎地域等の雇用開発のための事業に係るプラン策定に対するソフト面（上記の「地域雇用開発プラン策定援助事業」を活用）の援助から、当該プランに基づく事業の具体的実施に対する資金面（地域雇用開発助成金及び開銀等融資〔地域雇用開発融資〕を活用）及び人材面の援助等を総合的に実施するもの。

※過疎対策については、現行の過疎地域振興特別措置法（議員立法）は90年3月末で失効するため、それまでに何らかの立法措置を講じることが必要になっている。

《労働力確保対策関係》

○ 人手不足職種に係る求職者向けジョブ・ガイド（仮称）の開発（1300万円。雇用勘定）

求職者に対し、変化する職業に関する的確な情報を提供するため、人材不足の職業について、図等を盛り込んで平易に解説したジョブ・ガイド（仮称）を開発し、公共職業安定所の職業相談に活用するとともに、求職者に提供し、当該職業の人材不足の緩和を図る。（対象職種としては、①電気技術者、②機械技術者、③建築・土木技術者、④プログラマー、⑤サービス外交員、⑥警備員、⑦施盤工、⑧板金工、⑨電気溶接工、⑩自動車整備・修理工、⑪塗装工、⑫電気工事作業者、⑬大工、⑭型わく工、⑮配管工——の15職業を予定し、3年計画で実施しようというので、平成2年度は5職業を取り上げる予定）

○ 人材確保研究会の開催等雇用促進センターにおける援助業務の充実・強化（4800万円。雇用勘定）

人手不足状況下において、各企業の雇用管理改善により人材確保を図る必要性が高まっていることから、雇用促進センターに企業の人事労務担当者による「人材確保研究会」を設置し、相互の意見交換、好事例の提供、講演等を通じて参加企業の自主的な雇用管理を促す。

また、人手不足が深刻な職業の求人充足の可能性を高める雇用管理指導援助のあり方に関するマニュアルの作成等、事業主援助のための手法の開発、資料の整備等を行ない、公共職業安定所や雇用促進センターにおける雇用管理改善のための指導及び援助に活用する。

○ 中小企業人材確保推進事業助成金制度（仮称）の実施（11億3900万円。雇用勘定）

現行の特定業種人材確保推進事業助成金制度を改正することとし、都道府県別に、労働力確保が困難になっている中小企業団体を3団体ずつ選定して中小企業人材確保推進事業助成金（仮称）を支給し、当該団体に雇用管理改善プランの策定やそれに基づく雇用環境改善、採用活動改善事業などの自主的な雇用管理改善事業を行なわせる。（支給期間3年間、自主的な雇用管理改善事業の実施に要した費用の3分の2の額とし、一事業年度当たりの支給限度額は平均800万円）。

○ 中小企業人材育成プロジェクト（仮称）の創設（3億1900万円。雇用勘定）

中小企業の人材育成の振興のため、全国30の中小企業団体を指定（指定期間5年）し、人材育成方針及び計画の作成等の経費の全額（1年間最高1000万円、2年間限度）を助成する。また、当該人材育成計画に基づいて教育訓練を実施する場合、高額機器の整備に必要な費用及び訓練受講中の賃金について特に手厚い助成を行う。（具体的には、現行の事業内職業訓練補助金制度では、事業内訓練に係る運営費及び施設・設備費については国・県・事業主がそれぞれ1/3を負担することになっているが、本プロジェクトでは、高額機器導入の場合にはさらに事業主負担分の1/2〔5000万円を限度〕を助成する。また、現行の制度では、訓練受講中の賃金については1/3相当額を助成することとなっているが、本プロジェクトに基づく教育訓練を実施する事業主については、2年間に限り訓練期間中に支払った賃金の1/2相当額を助成する。）

(表1) 失業対策事業費等の概要(高齢・障害者対策部関係)

区分	元年度予算額	2年度予定額	対前年度比較 増(△)減額	対前年度 比率	備考
(一般会計)	百万円	百万円	百万円	%	(2年度予定)(元予算)
失業対策事業費補助金	18,911	14,524	△ 4,387	76.8	・年齢要件 2.4.1 以降66歳未満の者を紹介対象者とする。
1. 基本事業費	12,438	8,891	△ 3,547		・吸収人員 9,000人(13,000人)
2. 生活相談員設置費	342	323	△ 19		・労力費 3.2 %UP(4.5 %UP)
3. 特例給付金	3,776	3,317	△ 459		・生活相談員数 550人(600人)
4. 夏季年末対策費	1,310	974	△ 336		・特例給付金 対象人員 4,422人(5,034人) 単価 1,500千円(1,500千円)
5. その他	1,045	1,019	△ 26		・支給日数 32.5日(31.5日)
特定地域開発就労事業費補助金	5,801	6,158	357	106.2	・対象人員 3,100人(3,100人) ・事業費単価 13,330円(12,810円) (労力費 3.2 %UP)
職業転換対策事業費等					
1. 失対引退者団体委託援助事業	1,374	1,297	△ 77	94.4	・対象人員 6,298人(7,834人)
2. その他	11,019	11,546	527	104.8	・シルバー人材センター 495団体(425団体) ・シルバー人材センター委託援助事業 412市(359市)
計	37,105	33,525	△ 3,580	90.4	
(石炭勘定)					
炭鉱離職者緊急就労対策事業費等補助金	3,621	3,235	△ 386	89.3	・吸収人員 880人(1,070人) ・事業費単価 13,270円(12,840円) (労力費 3.2 %UP)
産炭地域開発就労事業費補助金	11,463	9,678	△ 1,785	84.4	・特例給付金 対象人員 172人(175人) 単価 1,500千円(1,500千円)
その他	7,102	7,525	390	106.0	・吸収人員 2,940人(3,000人) ・事業費単価 18,130円(17,630円) (労力費 3.2 %UP)
計	22,186	20,438	△ 1,748	92.1	・炭鉱離職者就職促進手当 5,001百万円(4,437百万円)

(表2) 労働基準監督署等の職員定数

	平成元年度予算			平成2年度予算案			増減(△)		
	一般会計	特別会計	合計	一般会計	特別会計	合計	一般会計	特別会計	合計
労働基準監督署	人 2,691	人 2,379	人 5,070	人 2,678	人 2,376	人 5,054	△ 13	△ 3	人 △ 16
都道府県婦人少年室	201	0	201	204	0	204	3	0	3
公共職業安定所	8,375	4,462	12,837	8,345	4,487	12,832	△ 30	25	△ 5
中央労働委員会	124	0	124	122	0	122	△ 2	0	△ 2

環境庁予算

環境庁関係の一九九〇年度予算には、いくつかの新規事業費を計上するなど努力のあとは認められるものの、環境保全に必要な対策を講ずるには、ほど遠いものがある。

一、さらに後退した公害健康被害補償

一九九〇年度の環境庁予算総額は四九六億八四〇〇万円（前年度比一二億七八〇〇万円増）である。そのうち公害健康被害補償制度の運営に関する経費だけで二一四億六八〇〇万円にのぼる。しかしこれでも前年度比九億八七〇〇万円の減である。これは、公害健康被害補償法の改正により、一九八八年三月末以降新規の患者認定は一切行われないことになつており、補償がなされる健康被害者はそれ以前の認定患者だけである。そのため一九八八年三月現在の認定患者数は約一〇万五〇〇名であるところ、今後年を追つて減少することが予想される。また地域指定も全面的に解除された。

公害の犠牲者たちに対する「公害健康被害補償法」による義務的経費を計画的に削減す

ることによって若干の新規事業を行つてゐることが、この予算の特徴である。

二、地球環境保全対策事業

政府の地球環境保全対策は、決定的な立遅れを見せてゐるが、ようやく、八九年度、九〇年度といくつかの新規事業を計上している。しかし、それらはいずれも絶対的な予算額が不足しているため、政策的な遅れを取り戻すのに決して十分なものではない。主な事業とその内容は左の通り。

(1) 地球環境保全施策の推進（一八億二七〇〇万円）

地球環境に関する学際的、国際的な研究及びモニタリングを進めるための費用、内訳のうち新規事業分として、地球温暖化の日本の環境に与える影響に関する調査費として五〇〇万円、また自動車から排出される温室効果ガス対策検討調査費が八〇〇万円。成層圏オゾン層保護対策として、フロン代替品等の環境影響調査費が五〇〇万円。さらに有害廃棄物の越境移動問題に関

するバーゼル条約対象廃棄物規制項目の調査費として五〇〇万円、などがある。いずれも地球環境保全のために必要な施策を行うための前提条件となる調査研究のための経費であり、ようやく新年度より始まるということである。しかも予算はごく僅かである。著しい立遅れは否めない。手遅れにならぬうちに具体的な施策に着手すべきである。行政の一層の努力がまたれるところである。

(2) 地球環境保全のための国際協力の推進（三億二〇〇〇万円。うちODAが一億八五〇〇万円）

本文の中の数字は内訳の金額。
①日本、日独、日仏の二国間の協定等に基づく国際協力及び中国、韓国との地域協力を引き続き推進するとともに、新たに日本・アセアン（東南アジア諸国連合）環境専門家会合を開催する経費として一三〇〇万円（ODA）を計上する。②また瀬戸内海において世界閉鎖性海域環境保全会議を開催する（六〇〇万円）。③開発途上国の持続可能な開発（サステイナブル・ディベロップメント）にむけた国際協力の推進を図るために、新たに相手国の環境に関する各種情報の収集と日本の専門家の派遣による意見交換をし、また開発援助における環境上の配慮に関する調査を実施する。そのための開発途上国環境保全企画推進費（二九〇〇

○万円＝ODA)。④開発途上国におけるフロン等排出抑制対策支援事業費(八〇〇万円＝ODA)。⑤アジア地域の開発途上国に対する地球温暖化対策セミナー等支援事業費(一一〇〇万円＝ODA)、⑥開発途上国が自ら熱帯林等の自然環境を保全・活用するための計画を樹立・推進することを、日本が支援することとし、そのモデル計画の策定の調査費(一一〇〇万円＝ODA)。

⑦アセアン諸国における野生生物の保護を促進するため、各国及びアセアン全域において絶滅の危機に瀕している野生生物の選定、湿地データベースの策定の支援等を新たに実施する(一一〇〇万円＝ODA)。

八九年九月、政府はUNEP(国連環境計画)と共同して(地球環境保全東京会議)を開催した。世界の専門家を集めて討議をしたが、やや言いつ放しのきらいがあつた。また水俣病など公害の被害者や、反公害運動をすすめるNGO(非政府組織)の代表を完全に閉めだして行われた点でも大きな問題を残した。新年度に計画する国際会議ではこれらの点を改善すべきである。途上国へのODAも押しつけにならぬよう、また真に先方の利益につながるよう配慮する必要がある。

(3) 組織体制の整備(予算は計上せず)
序内に「地球環境部」を新設し、また、

国立環境研究所に「地球環境研究センター」を新設するなど、地球環境保全施策推進のための組織体制を整備する、としている。

機構だけつくって、十分に機能しないといふことのないような対応が望まれる。

科学技術庁予算批判

予算案を見ると、科学技術庁は相変わらずの原子力庁である。

一般会計三六九八億円、特別会計一二四九億円、計四九四八億円のうち、原子力関係が二九六二億円と、実に六〇%を占めている。

国際協力、交流の推進と銘打った「ヒューマン・フロンティア・サイエンス・プログラムの推進」には、海外に設置するこのプログラムの実施主体への拠出金を中心として、一八億七〇〇〇万円を計上しているにすぎない。「国際研究交流の促進」には二二億六〇〇〇万円、「科学技術情報の国際提供の促進」にはたつたの一億八〇〇〇万円しか計上していない。

「地球環境問題の解決に資する科学技術の推進」には五二億九〇〇〇万円しか計上していない。それも中味は「地球環境観測・監視の強化」の四〇億円が中心であつて、積極的に環境を改善するための科学技術の開発には

ほとんど何もとられていない。

「研究開発のための基盤の整備」の主要な柱として「科学技術情報流通の促進」に昨年は六二億六〇〇〇万円とられたが、新年度は六億八〇〇〇万円削減されてしまった。

海洋開発予算は、昨年の一〇五億七〇〇〇万円から六八億六〇〇〇万円に減らされてしまつた。すぐに実用性を持たないとはいえる。長期的な視点で基礎的な研究開発を拡大強化することが必要だというのに、大変な逆行である。

これとは対照的に、宇宙開発においては、国会決議や宇宙開発事業団法に反して、通信衛星が自衛隊の利用に供されているばかりか、SDIの研究開発に対する日本の参加・協力を進め、また米国防総省の参加を拒まない「宇宙ステーション計画」を推進するなど、歯止めなく宇宙開発の軍事利用を拡大しながら、昨年の一〇九〇億六〇〇〇万円から一

九四億二〇〇〇万円へと、九・五%も増加させている。

「防災科学技術の研究開発」については、そたつたの二七億八〇〇〇万円しかであり、その内「地震予知の研究」に一億三〇〇〇万円、「震災対策の研究」に二億三〇〇〇万円、「雪害対策の研究」に一億円弱、「気候変動影響特別研究」に一億三〇〇〇万円を計上しているにすぎない。

ガン等難病、老人性痴呆症の克服、新エネルギー開発など、国民の切実に必要としている分野への取組みは依然としてほとんどない。

◇ ◇ ◇

イギリスのサッチャー政府は、発電所を民営化するために原発の発電コストを計算していたが、「バックエンド」の費用が、従来予想されたよりもはるかに高いとの結論に達し、原発の発電コストは石炭火力の二倍から三倍にもなり、火力発電などとはとうてい競争できないので、すべての原発を民営化の対象から外すことを決めた。

日本の通産省による試算では、「バックエンド」の費用を加えなくてさえ初年度の発電原価では原発が割高になつたため、三年前から試算法を変更し「耐用年数を加味して」一六年には石油価格を今日の何倍にもなると仮

定したうえで、からうじて一KWH当たり一円ほど原発が安い（原発九円、石炭、石油、LNGは一〇円程度）としている。しかし「バックエンド」がコストの一割（一円）アップ程度で済むはずがないどころか、一〇割以上のアップになることが改めて証明されたのである。最近の北海道民や青森県民等の意識

の高さは、「バックエンド」には、イギリスよりはるかに高くつくこと、いくら高くつけようが受け入れられる場所がないことを示している。

最近、西ドイツでは、バッカースドルフにすでに着工していた使用済み核燃料再処理工場が、周辺環境の放射能汚染の危険性を理由に建設中止となつた。高速増殖炉の開発はアメリカではすでに一九八三年に中止され、イギリスのサッチャー政権さえも昨年中止を決めていた。フランスでは「スーパーフェニックスー」が、ナトリウム漏洩事故等で挫折し、この経験と西ヨーロッパ諸国の動向があいまつて、国際協力による「スーパーフェニックスー」の建設計画は完全に破綻してしまつた。危険性があまりにも大きい上に、建設費も、再処理費を含めた発電コストも、軽水炉のさらに何倍にもなることが判明したからだといわれている。天然ウランの燃えない主成分を、燃えるプルトニウムに転換して利用するための高速増殖炉開発が挫折したとな

ると、ウランの利用に展望は失われている。

高速増殖炉の破産は、今の原発の使用済み核燃料を無意味にした。動燃の東海再処理施設を稼動させることも、六カ所村に大規模施設を建設することも大きなむだ遣いとなる。

フランスやイギリスに再処理を委託するのも、危険なむだ遣いである。少なくともプルトニウムの経済的な利用はできないことがはつきりしているにもかかわらず、使用済み核燃料を英、仏に運び、プルトニウムや高レベル放射性廃物を持ち帰らねばならないなどということは、あまりにも危険なむだ遣いである。



九〇年度防衛予算について

一、突出の批判回避を企図した海部内閣

九〇年度防衛予算は、総額四兆一五九三億四六〇〇万円と四兆円を突破し、対前年度比も六・一%増で、八六年以來五年振りに6%を上回る伸び率となつた。対GNP比〇・九七%で、「対GNP比一%」枠を四年ぶりに下回つたとはいへ、この防衛費は自民党も認めるところ、「NATO方式の計算では米ソに次ぐ世界第三位のレベル」に達するものである。だが、米ソによるマルタ首脳会談で頂点に達した東西緊張緩和の機運、東欧の政治・経済改革のドラマティックな進展、米国の国防費削減という情勢の下で、年明け総選挙をにらんだ九〇年度予算編成を進める海部内閣は、防衛費の国際比較、伸び率のいずれをみても拭いきれない防衛予算の「突出」ぶりを糊塗するために、自民党国防族への説得や大臣省への指示を通じて対GNP比を一%以内に抑え込み、批判の回避を企図した。

一、変わらぬ防衛費聖域化

しかし、米国の防衛負担増要求を契機に、八一～八二年を通じて新設された概算要求基準（シーリング）における例外規定は今年度予算概算要求においても不变の基準として貫徹した。すなわち、「国際条約の実施に基づく防衛費の歳出化」と「人件費に係る義務的経費増」の二つの例外事項は、国庫債務負担行為等の後年度負担既定分（八九年以前の調達分）が約一兆一八七三億円、後年度負担総額（九一年度以降の歳出化経費）が約二兆九二六三億円にものぼり、人権費が四〇%を占める九〇年度防衛予算において義務的経費領域を拡大し、防衛費聖域化を不動のものとしている。

一、「中期防衛力整備計画」を達成した防衛厅

防衛厅は、概算要求における基本方針として「中期防衛力整備計画」の達成を第一に掲げ、また第二に「自由主義陣営の有力な一員」として米国から要求されている責任の分担、第三に正面装備の充実と比べて不均衡状態に

あるC-I（指揮・管制・通信・情報）や人材確保など後方部門の充実を打ち出していたが、九〇年度予算はこの目標を基本的に達成したのである。すなわち、「中期防衛力整備計画」期間中（八六～九〇年）の計画経費総額は一兆四〇〇〇億円（八五年価格、以下同じ）程度とされているが、九〇年度予算によって総額は一兆三九〇〇億円となり、九九・九%の達成率を確保した。また、このうち正面装備契約額は五兆五三〇〇億円と見込まれていたが、これも経費の約九七%、主力兵器の調達計画数量のほとんどが確保され、「大綱」水準が基本的に達成されたのである。また、米国の責任分担要求の直接的な表現である駐留米軍経費の肩代わりは、在日米軍基地日本人従業員の諸手当一〇〇%負担（特別協定関連予算四五七億円、四二・六%増）を含めて一八・一%増額され、一六八〇億一九〇〇円に膨れ上がった。

一、北方前方防衛・三海峡封鎖を担う主力兵器

昨年秋に自衛隊を含め環太平洋の米同盟諸国への参加の下に史上空前の規模で展開された米太平洋軍演習「PACEX'89」は、東西緊張緩和の機運を尻目に、米国が新海洋戦略を基軸としたアジア・太平洋における攻勢的な対ソ軍事戦略を誇示したものにほかならな

い。また、この演習を通じて、米国の攻勢的な対ソ戦略の一翼を担うべく、日米共同作戦態勢の下で自衛隊が「北方前方防衛・三海峡封鎖」作戦を遂行しようとしていることがますます明らかとなつた。九〇年度予算の調達

主要兵器は、米空母機動部隊の艦隊防空任務を担う二隻目のイージス艦、海峡封鎖の中軸となる世界最高水準の「はるしお」型潜水艦五番艦、九〇機体制を確保する広域対潜作戦兵器P-3C、地方隊の対水上作戦を強化する新規ミサイル艇、対潜作戦に不可欠な二隻目の音響測定艦、制空作戦の基軸として七個目の飛行隊を構成するF-15、ほぼ全国配備にメドをつけた防空ミサイル・ベトリオット、東部方面隊まで更新する四個群目の改良ホーク、三ポイントの早期警戒・要撃管制体制を構築するE-2C、新世代陸上決戦兵器として新規調達の新型戦車、対機甲機動火力の主力となる第五番目の部隊編成用AH-1

S対戦車ヘリ、北部方面隊で洋上・水際撃破の中核兵器となる二個目の部隊向けSSM-1地対艦ミサイルなどであり、九〇年度防衛予算是自衛隊の「北方前方防衛・三海峡封鎖」作戦を狙う「中期防衛力整備計画」の完成を意味するものにほかならない。

一九九〇年度地方財政対策の紹介と問題点

一、当初II財政再建、補正

IIばらまきの定着化

本格的な医療制度の改革（改悪）は繰り延べられ、また補助金カットの特例は暫定期間中であることなどを踏まえ、平成二年度の地方財政対策は過去の借金の返済や地域の情報化対策など、あるいは国保制度の財政措置の若干の修正など小康状態的なものとなつている。しかし、背景には、参議院における与野党逆転、衆議院総選挙を前に大きな変革への不安、さらに地方財政富裕論と税源不均衡の拡大に対する苛立ちも内包している。

また、平成元年度の補正予算案は、全体が五兆九〇〇〇億円弱と四年続いて五兆円を超えるものとなつておらず、地方財政補正措置については一兆六〇〇〇億円弱となつていている。そして、この補正の中で目立つのが第一に既応の借入金の返済であり、第二に地域振興基金の設置（二五〇〇億円）である。昨年の「ふるさと創生」による一億円の交付に続くこうした地域振興策は本来、地方自治、地方財政

の本格的な議論に基づき実施されるべきであり、補正でやるべきことではない。結局は自民党的選挙目当てのばらまきといわざるをえし、補正予算ではばらまきを実施するという手法が定着することとは財政民主主義の観点からも、単年度主義の観点からも不適切といわれることなどから好ましくない。しかも、この補正予算自体、さらに二兆円もの決算増になることが既に明らかにされており、政府の補正予算案は国会解散によつて廃案となる前から破綻していた。

いずれにしても、毎年度税収の過少見積りを続けながら財政再建至上主義を貫き、その矛盾を補正で繕う一方、消費税という公正な手続きを欠き、税制度としての構造上の欠陥を持つ税制に依拠しようという政府の財政政策は舵を失った船といわざるをえない。

二、平成二年度地方財政対策の概要

平成二年度の地方財政対策で特記すべき事項は二点である。第一は、国民健康保険制度の見直しに係り、高額医療共同事業が継続実施とされ、その地方負担分について地方交付税総額への特例加算一五〇億円、調整債の増発四〇億円が設置されたこと。また、第二に、国庫補助負担率の暫定引き下げ措置に係る財源措置として、経常経費分について地方交付税への特例加算三六一億円（全体の四〇%）、交付団体分の二分の一）、地方交付税への法定加算三六一億円（同）、調整債の増発一八〇億円が措置され、投資的経費分として臨時財政特例債の増発七六〇〇億円が措置されたことである。ただし、これらの地方交付税の特例加算分についてはいずれも平成三年度以降計算するとされた。また、地方交付税額の中から一兆四一〇六億円が特別会計借入金の返済に、さらに二兆〇七五三億円が財源対策債償還基金とされた。

平成二年度における地方財政収支見通し及び交付税の算定基礎は、資料第一、資料第二の通りである。国保制度の見直しの詳細については、社会保障の項を参照されたい。

これら平成二年度の地方財政対策においては、何ら見るべきものではなく、国保の地方負担、補助金カットの継続は遺憾といわざるをえない。

三、地方税改正の概要

第一に、自民党的消費税見直し方針は、平成一兆二八〇〇億円の減収となるとされているが、それに伴う消費譲与税、地方交付税の減収に対する代替財源措置は現時点で何ら示されていない。

第二に、①均等割及び所得割の非課税限度額算定の基準額の二万円引き上げ、②公的年金控除額の引き上げ、③個人年金保険料による所得控除限度額の引き上げ、④損害保険料控除制度の創設、⑤寡婦控除の所得要件の緩和、などであるがいずれも小幅な改正である。年金控除の引き上げ等は、膨大な自然増収の実態から考えれば当然の措置であるが、消費税に対する反発をかわそうという姿勢が露骨であり、これで住民が納得するとは思えない。

第三に、新聞等七業種に対する事業税の特例措置が継続となっているが、事業税の特例を年々継続させている姿勢は極めて問題であり、懸案事項にも手がついていない。

第四に、特別地方消費税の免税点が、飲食は七五〇〇円、宿泊は一万五〇〇〇円に引き上げられ、税収の五分の一を市町村に交付することとされた。これは、消費税、特別地方消費税等に対する飲食・旅館業界の反発を解消し、自民党への支持の再取り付けを行おうとするものである。特別地方消費税のあり

方等、間接税のあり方は冷静な制度上の議論に基づいて行われるべきであり、選挙前の利益誘導で行われるべきではない。政府・自民党的税制に対する姿勢を如実に物語るものである。

この他、自動車税・自動車取得税、土地税制、入場税等について小幅改正が盛り込まれている。

これら税制改正案については、総選挙後の特別国会に提出されるものと見られるが、年度内成立は困難と予想され、日切れ部分との分離処理ができるか否かが問題となる。消費税廃止という国民的課題の達成が今年度の最大の焦点といえよう。



資料第1

平成二年度地方財政収支見通しの概要

平成元年12月29日現在

項目	平成2年度(見込)	平成元年度	増減率(見込)	平成2年度地方財政収支見通しの特色
歳入歳出規模A	約671,700億円	627,727億円	約7.0%程度	1. 岁出の規模 約7%程度の伸び(元)／638.6%
地方方譲与税C	307,907億円	286,461億円	7.5%	2. 一般財源比率 約6.9%程度(元)67.8%
地方交付税D	18,409億円	14,534億円	26.7%	3. 地方交付税の伸び率 10.3%(元)／6317.3%
一般財源計E(B+C+D)	463,910億円	425,685億円	9.0%	[過去の伸び率の推移] (62)(当初) (63)(当初) (元)(当初)
E/A	約6.9%	67.8%		0.6% 7.5% 17.3%
地方債G	56,241億円	55,592億円	1.2%	4. 地方債依存度 約7.1%程度(特定資金公共事業債を除く)
(うち特定資金 (公共事業債))	(8,603億円)	(8,671億円)	(△0.8%)	(62)(当初) (63)(当初) (元)(当初)
(G-H)/A	約71%程度	7.5%		約7.1%程度(特定資金公共事業債を除く)
入 (年度末普通会計償残高… 特定資金公共事業債を除く)	約52,1兆円	50,4兆円	約3.4%程度	[過去の依存度の推移] (62)(当初) (63)(当初) (元)(当初)
歳給与關係経費J	約183,100億円	173,808億円	約5.3%程度 (参考)	9.9% 9.0% 7.5%
公共債貯金K	約59,020億円	61,690億円	約△4.3%程度	投資的経費(単独分)の伸び率約7%
出 投資的経費L	約213,600億円	205,536億円	約3.9%程度	程度

(注) 本表は、地方公共団体の予算編成のための目安として作成したものであり、計数は精査の結果、異動することがある。

資料第2

平成2年度地方交付税算定基礎

(単位：百万円、%)

区分	平成2年度予算額 A	平成元年度			増減額		増減率			
		当初B	補正	最終C	A／B	D	A／C	E	D／B	E／C
国 所 法 人 酒 税 計	得 稅 人 稅 19,731,000 1,914,000 (ア)	21,352,000 18,172,000 1,885,000 18,363,000 1,214,000 19,577,000 3,180,000 1,295,000 17.5 6.5								
税 消 費 税 の 4 ／ 5 （イ） た ば こ 税 （ウ） (ア) × 3 2 %		19,731,000 1,914,000 42,997,000 5,320,000 3,618,000 957,000 932,000 932,000 25,000 25,000 1,702,000 1,702,000 47.0 47.0								
地 （イ） × 2 4 %		13,759,040 12,267,520 991,680 13,259,200 1,491,520 499,840 12,2 3.8								
方 （ウ） × 2 5 %		239,250 233,000 233,000 6,250 6,250								
精 算 分 特 例 措 置 分 60年度地方交付税特例措置額— 部返済		15,275,090 13,368,840 991,680 14,360,520 1,906,250 914,570 14.3 6.4								
交 返 還 金 特 別 会 計 借 入 金 等 利 子 充 當 分 前 年 度 か ら の 繰 越 分 合 計 内 普 通 交 付 税 内 特 別 交 付 税 内 記 訳	（一般会計繰入れ） 計 （一般会計繰入れ） 計 特別会計借入金 借入金等利子充当分 剩余金の活用 前年度からの繰越分 合計 内普通交付税 内特別交付税 内記訳	15,275,090 13,368,840 1,595,864 14,946,704 1,906,250 310,386 14.3 2.1								
付 税										

資料3

平成2年度地方税制改正増減収見込額

(単位: 億円)

改 正 事 項	初 年 度			平 年 度			計
	道 府 県 税	市 町 村 税	計	道 府 県 税	市 町 村 税	計	
1. 個 人 住 民 税	△ 5	△ 7	△ 12	△ 123	△ 6	△ 325	△ 448
(1) 所得割の非課税限度額の引上げ	△ 5	△ 7	△ 12	△ 6	△ 8	△ 14	△ 14
(2) 個人年金保険料控除の改組				△ 43	△ 117	△ 160	△ 160
(3) 損害保険料控除の創設				△ 23	△ 61	△ 84	△ 84
(4) 真帰等の所得要件の緩和				△ 2	△ 8	△ 10	△ 10
(5) 公的年金等控除の引上げ				△ 49	△ 131	△ 180	△ 180
2. 特 別 地 方 消 費 税	△ 207		△ 207	△ 494		△ 494	△ 494
免 税 点 の 引 上 げ	△ 207		△ 207	△ 494		△ 494	△ 494
3. 自 動 車 税	△ 5		△ 5	△ 10		△ 10	△ 10
排出ガス最新規制適合車への買換えに係る特例措置	△ 5		△ 5	△ 10		△ 10	△ 10
4. 自 動 車 取 得 税	△ 146		△ 146	△ 149		△ 149	△ 149
(1) 免 税 点 の 引 上 げ	△ 107		△ 107	△ 109		△ 109	△ 109
(2) 排出ガス最新規制適合車への買換えに係る特例措置	△ 39	3	△ 39	△ 40	3	△ 40	△ 40
5. 固 定 資 産 税		3	3		3	3	3
非課税等特別措置の整理合理化		3	3		3	3	3
合 計	△ 363	△ 4	△ 367	△ 776	△ 322	△ 1,098	
国の税制改正に伴うもの	△ 114	△ 41	△ 155	△ 303	△ 101	△ 404	
法 人 住 民 税	△ 16	△ 41	△ 57	△ 41	△ 101	△ 142	
法 人 事 業 税	△ 98		△ 98	△ 262		△ 262	
再	計	△ 477	△ 45	△ 522	△ 1,079	△ 423	△ 1,502

II 原子爆弾被爆者等援護法案関係

一九八九・一一・七

原子爆弾被爆者等援護法案

■提案の基盤としての国家補償責任論

原子爆弾被爆者等援護法案をはじめて国会に提案したのは、一九七四年三月（社公民共衆院）のことである。これを第一回として今度の提案は二二回目ということになる（一年に数回提案し、たことがあるため）。その内容は、提案のたびに調整・変更が加えられてきたが、基本的な点については変つてない。

現行のいわゆる原爆二法（原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律）と決定的に違う

のは、①各種の手当を被爆者年金として統合し、現行の戦傷病者・戦没者遺族等援護法（軍人・軍属等が対象）における障害年金並の水準としたこと、②死者に対する弔意とその遺族に対する慰謝を表わすものとして「特別給付金」を新設したこと（軍人・軍属には、戦傷病者・戦没者遺族等援護法で同様の給付がある）、などである（別表参照）。

現行法との間にみるこのような違いは、「國家補償の精神」に基づくかどうかの違いによつて生じている。すなわち、「国家補償の精神」とは、広く国がその活動により直接又は間接

に被らせた損害を補償することを意味し、國家の責任において始められた戦争による被害をあまねく救済すべき責務を有するということであり、本案第一条でその立場が明確にされている。しかし、現行二法はそれが明らかでない。ただし、政府の説明によれば「国家補償的な配慮」によつて、通常の社会保障の上乗せが行われているものである。

なぜこのように消費的な姿勢を政府がとつてあるかといえば、「国家補償」は、軍人軍属等の場合のように国との間に特別な身分関係があつた場合に限られるべきだとの考えに立つためである。これに対して本案が「国家補償」を主張する理由は、およそ次の四つである。

①ほとんどすべての国民が、国家権力によつてそれぞれの任務に就くことを強制されていたこと……とくにサイパン、沖縄陥落後の本

土空襲、本土決戦の段階では、旧国家総動員法はいうまでもなく、旧防空法や国民義勇隊による動員体制の強化に見られるように、戦闘員と非戦闘員の区別さえほとんどなくなつていたといえるのである。

②西ドイツ、イタリア、イギリス、フランスなど諸外国では、一般市民の戦争犠牲を広く救済していること……西ドイツの戦争犠牲者援護法、イタリアの法令第九六八号、イギリスの人身傷害（緊急措置）法、フランスの軍人廃疾年金および戦争犠牲者に関する法典など、戦争被害の救済は、一般戦災者を含めた形で幅広く行われるのが当然になっている。

③原爆投下は国際法違反であるから、アメリカに対する請求権を放棄した日本政府が補償するのは当然であること……国際法上の慣習法によれば、無防守都市・無防守地域では、非戦闘員及び非軍事施設に対する砲撃は許されていない。また、毒、毒ガス、細菌を戦争に使用することも陸戦規則などで禁じられていることなどから、原爆投下についても同様と考えられている（一九六三年一二月七日東京地裁判決参照）。

④原爆による被害、とくに放射線による健康被害の惨状はきわめて特殊であって、政府もそれを認めていること……一九八七年六月に発表された厚生省「被爆者実態調査」によれば、被爆者手帳を持つ三六万六九五七人の四

割が入・通院中（一般の二～三倍）、また年収二〇〇万円未満が約もあり、生活保護受給者やねたきりの割合も断然高い。

以上の四点を、①一般戦争犠牲者に対する国家責任、②原爆投下とそれによる被害の特徴性に対する国家責任、の二つに集約することも可能である。

■ 政府・自民党の戦争被害受忍論

本案の基盤を成す「国家補償責任」論に対し、政府は「戦争被害受忍」論と呼ばれる立場を固執している。つまり、一九八〇年の原爆被爆者対策基本問題懇談会報告（同懇談会は厚生省保護医療局長の諮問機関）は、次のように明記した。

「およそ戦争という国の存亡をかけての非常事態の下においては、国民がその生命、身体、財産等について、その戦争によって何らかの犠牲を余儀なくされたとしても、それは、国を挙げての戦争による一般の犠牲として、全ての国民が等しく受忍しなければならない。」

この立場から政府は、原爆被爆者をはじめ一般戦災者の被害に対する国家補償の明確化を回避してきた。

なお、先の四つの論拠のうち第三番目（原爆投下）国際法違反という立場）は、たんに本案の基盤を成しているだけでなく、社会党の非核・反核政策の根幹となつている。つま

り、核抑止論という防衛戦略は、使用すれば国際法に反する兵器の“脅威”によつてお互に侵略を抑止し合うという考え方であつて、破る可能性）を是認し、前提としている。したがつて、本案の立場からは非核政策が必然的となり、核抑止論を導き出すことはできなないのである。本案の行方が、被爆者とその周辺だけでなく全国民的な関心を集め理由は、まさにここにあるといえる。

（法案一覧参照）

原子爆弾被爆者等援護法案の概要

1 目的

この法律は、国家補償の精神に基づき、被爆者及びその遺族に対し、医療の給付、一般疾病医療費、被爆者年金又は特別給付金の支給等を行うことにより、これらの者を援護することを目的とする。

2 被爆者

被爆者としては、原爆被害を受けた者で被爆者援護手帳を交付されたものをいう。

3 援護の種類（現行法との比較について）

（別紙）参照

- ①健康診断の実施
- ②医療の給付
- ③一般疾病医療費の支給
- ④医療手当の支給
- ⑤介護手当の支給
- ⑥被爆者年金の支給
- ⑦特別給付金の支給
- ⑧葬祭料の支給

4 この法律の適用等

①この法律は、外国人たる被爆者に対しても適用する。

②被爆二世、三世に対しても、その申出により健康診断を行うとともに、起因疾病にかかるてはいる旨の都道府県知事の認定を受けたものには、医療の給付並びに医療手当及び介護手当の支給等の援護を行う。

5 その他

- ①厚生大臣の諮問機関として、厚生省に原子爆弾被爆者等援護審議会を置く。
- ②国は、原子爆弾被爆者保護施設を設置しなければならない。
- ③都道府県並びに広島市及び長崎市は、原子爆弾被爆者相談所を設けることができる。国は、予算の範囲内で、その設置・運営費用の全部又は一部を補助することができ

- ⑨原子爆弾被爆者保護施設への入所等
- ⑩旅客会社（JR）の鉄道等への乗車等についての無賃取扱い

6 附則

①この法律は、平成二年七月一日から施行する。

②原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）及び原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律（昭和四十三年法律第五十三号）は、廃止する。

③この法律の施行前に支給事由が生じた平成二年六月以前の医療特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当、保健手当、介護手当又は葬祭料に関しては、なお従前の例による。

る。

④国は、都道府県又は広島市若しくは長崎市に医療手当、介護手当及び葬祭料の支給等に要する費用を交付する。

⑤国は、財團法人放射線影響研究所に対し、補助等を行うものとする。

現行法と原子爆弾被爆者等援護法案との比較

1989. 11. 7

原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律			原子爆弾被爆者等援護法案		
手 当	対 象	内 容	援 護	対 象	内 容
医療特別手当 (2条)	医療法8条1項の認定を受ける者であつて、同項規定に係る負傷又は疾病の状態にあるもの	月額 115, 600円	医療手当(19条、施行令)	被爆者であつて、負傷又は疾病による医療の給付を受け、又は15条1項の規定による医療費の支給を受けることができる医療を受けているもの	月額 80, 000円
特別手当 (3条)	医療法8条1項の認定を受けた者(ただし、医療特別手当の支給を受けている場合は除く。)所得税額による制限あり(4条)	月額 42, 600円	特別手当分	被爆者9条1項の認定を受けた者(21条3項にだし書)(21条4項、施行令)	年額 791, 000円(月額65, 916円)ただし、ある者は、〔注〕参照)の程度に応じて年額791, 000円~7, 066, 800円(月額588, 900円)
原子爆弾小頭症手当 (4条の2)	被爆者であつて、原子爆弾の放射能の影響によるもの(一定の者を除く)	月額 39, 800円	被爆者	被爆者であつて、造血機能障害等一定の疾病(原子爆弾の放射能の影響によるものでないことを明らかであるものを除く。)にかかるもの。ただし、医療特別手当、特別手当又は原子爆弾小頭症手当を受けていない場合を除く。なお、所得税額による制限あり。(6条)	年額 340, 800円(月額28, 400円)ただし、障害(〔注〕参照)のある者は、その程度に応じて年額340, 800円~1, 670, 000円(月額139, 166円)
健康管理手当 (5条)	被爆者であつて、造血機能障害等の疾病(原子爆弾の放射能の影響によるものでないことを明らかであるものを除く。)にかかるもの。ただし、医療特別手当、特別手当又は原子爆弾小頭症手当を受けていない場合を除く。なお、所得税額による制限あり。(6条)	月額 28, 400円	被爆者	被爆者(3項)	年額 340, 800円(月額28, 400円)ただし、障害(〔注〕参照)のある者は、その程度に応じて年額340, 800円~1, 670, 000円(月額139, 166円)
保健手当 (5条の2)	被爆者が接下された際暴行地から2キロメートルの区域内にあつた者又はその当時の者の胎児であった	月額 14, 200円	者		金

者。ただし、医療特別手当、原子爆弾被爆者等の障害手当又は健康管理制度手当の支給を受けている場合を除く。所得障額による制限あり。(6条)

によるものでないことが明らかである者を除く。)がある者と配偶者及び孫のいすれもいまい70歳以上の者であって、その者と同じく居している者がいないもの

月額 28,400円

(21条、施行令)

介護手当 (8条、 2条)	被爆者であつて、一定の障害(原子爆弾の障害作用の影響によるものではないことが明らかであるものを除く。)により介護が必要な状態に受けているもの。ただし、家族介護の場合には、重度障害の場合のみ支給。所得障額による制限あり。(9条)。	月額 3,9, 40,000円以内 (日額1,970円× 介護日数) 重度障害の場合は 最低1,2, 1,000円 保障 家庭介護の場合は 月額1,2, 1,000円
---------------------	--	---

介護手当 (20条、 施行令)	被爆者であつて、一定の障害(原子爆弾の障害作用の影響によるものではないことが明らかである自傷又は疾病による障害を除く。)により介護を要する状態に受けているもの。ただし、重度障害の場合のみ支給。所得障額による制限あり。(9条)。	月額 他人介護 1,00, 000円以内 (日額3, 333円× 介護日数) 重度障害の場合は 最低5, 000円 保障 家庭介護 月額5, 000円
-----------------------	---	--

葬祭料 (9条の2、 行令4条)	被爆者が死亡したとき、葬祭を行う者。ただし、その死亡が原子爆弾の障害作用の影響によるものではないことが明らかである場合は、この限りでない。	月額 127, 000円 葬祭料 (36条)
------------------------	---	-------------------------------------

医療法=原子爆弾被爆者の医療等に関する法律

〔その他(援護)〕

- ① 医療法に規定されている健康診断(4条)、医療の給付(7条)及び一般疾病医療費の支給(14条の2)は、原子爆弾被爆者等援護法案でも同様に規定する。(5条、8条、16条)
- ② 原子爆弾被爆者等援護法案での入所等(38条)
- 旅客会社(JR)の鉄道への乗車等についての無賃取扱い(39条)

(注) 「障害」については、原子爆弾の障害作用の影響によるものでないことが明らかである負傷又は疾病による障害を除く。

原子爆弾被爆者等援護法案要綱

この法律による援護は、次のとおりとする
こと。(第四条関係)

(一) 健康診断の実施

(二) 医療の給付

(三) 一般疾病医療費の支給

(四) 医療手当の支給

(五) 介護手当の支給

(六) 被爆者年金の支給

(七) 特別給付金の支給

(八) 葬祭料の支給

(九) 原子爆弾被爆者保護施設への入所等

(十) 旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式

会社に関する法律(昭和六十一年法律第十八号)

第一条第一項に規定する旅客会社

(以下「旅客会社」という。)の鉄道への乗

車等についての無賃取扱い

(三) (一)及び(二)に掲げる者のほか、原子爆弾が投下された際又はその後において、身体に

原子爆弾の放射能の影響を受けるような事

情の下にあつた者

(四) (一)、(二)及び(三)に掲げる者が当該(一)、(二)、

又は(三)の事由に該当した當時その者の胎児

であつた者

(五) (一)及び(二)に掲げる者のほか、原子爆弾が投下された際又はその後において、身体に

原子爆弾の放射能の影響を受けるような事

情の下にあつた者

(六) (一)及び(二)に掲げる者が当該(一)、(二)、

又は(三)の事由に該当した當時その者の胎児

であつた者

第一 目的

この法律は、広島市及び長崎市に投下された原子爆弾の被爆者及びその遺族が今なお置かれている特別の状況にかんがみ、国家補償の精神に基づき、これらの者に対する医療の給付、一般疾病医療費、被爆者年金又は特別給付金の支給等必要な措置を講じ、もつてこれらの者を援護することを目的とすること。(第一条関係)

第二 定義

この法律において「被爆者」とは、次のいずれかに該当する者であつて、被爆者援護手帳の交付を受けたものをいうこと。(第二条関係)

(一) 都道府県知事は、一の申請に基づいて審査し、申請者が第二の一に該当する

一 厚生大臣は、原子爆弾の傷害作用に起因して負傷し、又は疾病にかかり、現に医療

を要する状態にある被爆者に対し、必要な

医療の給付を行うこと。ただし、当該負傷

又は疾病が原子爆弾の放射能に起因するものでないときは、その者の治癒能力が原子

一 被爆者援護手帳の交付を受けようとする者は、その居住地(居住地を有しないときは、その現在地)の都道府県知事(広島市

又は長崎市の区域にあつては、広島市長又は長崎市長。以下同じ。)に申請しなければならないこと。(第三条第一項関係)

第三 被爆者援護手帳

第五 康診断の実施

都道府県知事は、被爆者に対し、毎年、健康診断を行うものとすること。(第五条関係)

一 厚生大臣は、原子爆弾の傷害作用に起因して負傷し、又は疾病にかかり、現に医療

を要する状態にある被爆者に対し、必要な

医療の給付を行うこと。ただし、当該負傷

又は疾病が原子爆弾の放射能に起因するものでないときは、その者の治癒能力が原子

一 都道府県知事は、一の申請に基づいて審査し、申請者が第二の一に該当する

一 原子爆弾が投下された時から起算して政令で定める期間内に(一)の区域のうちで政令で定める区域内にあつた者

(一) 原子爆弾が投下された時から起算して政令で定める期間内に(一)の区域のうちで政令で定める区域内にあつた者

(二) 原子爆弾が投下された時から起算して政令で定める期間内に(一)の区域のうちで政令で定める区域内にあつた者

第四 援護の種類

爆弾の放射能の影響を受けているため現に医療を要する状態にある場合に限る。(第八条第一項関係)

二 医療の給付の範囲は、次のとおりとすること。(第八条第二項関係)

(一) 診察

(二) 薬剤又は治療材料の支給

(三) 医学的処置、手術及びその他の治療並びに施術

(四) 病院又は診療所への収容

(五) 看護

(六) 移送

三 医療の給付は、厚生大臣が指定する医療機関(以下「指定医療機関」という。)に委託して行うものとする。(第八条第三項及び第十条から第十四条まで関係)

四 一により医療の給付を受けようとする者は、あらかじめ、当該負傷又は疾病が原子爆弾の傷害作用に起因する旨の厚生大臣の認定を受けなければならないこと。(第九条第一項関係)

五 厚生大臣は、四の認定を行つては、原子爆弾被爆者等援護審議会の意見を聴かなければならぬこと。(第九条第二項関係)

六 厚生大臣は、被爆者が、緊急その他やむを得ない理由により、指定医療機関以外の者から二の医療を受けた場合において、必

要があると認めるときは、医療の給付に代えて、医療費を支給することができるところ。

二 被爆者が指定医療機関から二の医療を受けた場合において、当該医療が緊急その他やむを得ない理由により一によらないで行われたものであるときも、同様とす

ること。(第十五条第一項関係)

第七 一般疾病医療費の支給

厚生大臣は、被爆者が、負傷又は疾病(第六の一の医療の給付を受けることができる負傷又は疾病等を除く。)につき、都道府県知事が指定する医療機関(以下「被爆者一般疾病医療機関」という。)から第六の二の医療を受け、又は緊急その他やむを得ない理由により被爆者一般疾病医療機関以外の医療機関からこれら医療を受けたときは、原則として、

その者に対し、当該医療に要した費用の額を限度として、一般疾病医療費を支給すること。(第十六条から第十八条まで関係)

第八 医療手当の支給

第十 被爆者年金

一 都道府県知事は、被害者であつて、負傷又は疾病につき第六の一の医療の給付を受け、又は第六の六の医療費の支給を受けることができる医療を受けているものに対し、その給付又は医療を受けている期間について、医療手当を支給すること。(第十九条)

(一) 被爆者年金を受ける権利の裁定は、これを受けようとする者の請求に基づい

第一条第一項関係)

二 医療手当は、月を単位として支給するものとし、その額は、一月につき、八万円とすること。(第十九条第二項関係)

第九 介護手当の支給

一 都道府県知事は、被爆者であつて、政令で定める程度の精神上又は身体上の障害(原子爆弾の傷害作用の影響によるものでないことが明らかである負傷又は疾病による障害を除く。第十の四において同じ。)により介護を要する状態にあり、かつ、介護を受けているものに対し、政令で定めるところにより、その介護を受けている期間について、月額十万円の範囲内において、介護手当を支給すること。(第二十条第一項関係)

二 精神上又は身体上の障害が一定の重度の障害に該当する者に支給する介護手当の額は、一による額が五万円に満たないときは、五万円とすること。(第二十条第二項関係)

て、厚生大臣が、原子爆弾被爆者等援護審議会の意見を聴いて、行うこと。

(三) 被爆者年金の額は、三十四万八百円とすること。ただし、第六の四の認定を受けた者に支給する被爆者年金の額は、七十九万円とすること。

(四) 被爆者が政令で定める程度の精神上又は身体上の障害の状態にある場合については、その者に支給する被爆者年金の額は、(三)にかかわらず、その障害の程度に応じ、三十四万八百円（第六の四の認定を受けた者に支給する被爆者年金については、七十九万円）を超えて、百六十七万円（第六の四の認定を受けた者に支給する被爆者年金については、七百六万六千八百円）を超えない範囲内において、政令で定める額とすること。

(五) (四)の障害の程度を定めるに当たっては、原子爆弾の放射能の影響を受けたことによる疾病的特殊性について特に配慮しなければならないこと。

(六) 厚生大臣は、(四)の障害の程度及び額を定める政令の制定又は改廃に当たつては、あらかじめ、原子爆弾被爆者等援護審議会の意見を聴かなければならないこと。

二 被爆者年金の改定

(一) 厚生大臣は、被爆者年金の支給を受け

ている者が新たに第六の四の認定を受けたとき等一定の事由に該当する場合に被爆者年金の額を改定すること。

(二) 被爆者年金については、政府は、国民の生活水準、賃金、物価その他の諸事情に変動が生じた場合においては、変動後の諸事情を総合勘案し、速やかに、被爆者年金の額を改定する措置を講じなければならないこと。（第二十三条関係）

三、被爆者年金の支給期間及び支給月（第二四条関係）

(一) 被爆者年金の支給は、平成二年七月（被爆者援護手帳の交付を受けた日が同月一日以後であるときは、その交付を受けた日の属する月の翌月）から始め、権利が消滅した日の属する月で終るものとする。

第十一 特別給付金

一 特別給付金の支給

(一) 死亡した第二に掲げる者の配偶者等一定の範囲の遺族には、特別給付金を支給すること。ただし、その死亡が原子爆弾の傷害作用の影響によるものでないことが明らかである場合を除くこと。（第三十一条第一項、第三十一条及び第三十二条関係）

(二) 特別給付金を受ける権利の裁定は、これまで受けようとする者の請求に基づいて、厚生大臣が、原子爆弾被爆者等援護審議会の意見を聴かなければならぬこと。

四 被爆者年金を受ける権利を有する者が死亡したときは、当該被爆者年金を受ける権利は、消滅すること。（第二十五条関係）

五 被爆者年金を受ける権利を有する者が、禁錮以上の刑に処せられたとき等一定の場合には、被爆者年金の支給を停止すること。（第二十六条関係）

六 被爆者年金と恩給法（大正十二年法律第四十八号）第四十六条に規定する増加恩給の規定を置くこと。（第二十七条関係）

七 被爆者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき被爆者年金でまだその者の死亡前に支給していないものがあるときは、その者の配偶者等一定の範囲の者は、自己の名で、死亡した者の被爆者年金の支給を請求することができるとすること。（第二十八条関係）

て、厚生大臣が行うこと。（第三十条第二項関係）

第十三 被爆者年金等の支給の制限

二 特別給付金の額及び記名国債の交付（第三十三条関係）

(一) 特別給付金の額は、死亡した者一人につき百二十万円とし、十年以内に償還すべき記名国債をもつて交付すること。

(二) (一)により交付するため、政府は、必要な金額を限度として国債を発行することができるとしてすること。

(三) (二)により発行する国債は、無利子とすること。

(四) (二)により発行する国債については、政令で定める場合を除くほか、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないとしてること。

三 特別給付金と恩給法第七十五条第一項の扶助料等との調整の規定を置くこと。（第三十四条関係）

こと。（第三十九条第三項関係）

第十四 原子爆弾被爆者保護施設への入所等

「被爆者年金等」という。の支給を受けることができる者が、故意に、障害若しくは死亡又はこれらの直接の原因となつた事故を生じさせた場合等一定の場合には、その者には、当該障害又は死亡に係る被爆者年金等の支給を制限すること。（第三十七条関係）

一 都道府県知事は、被爆二世又は被爆三世から申出があつた場合には、その者に対して、第五の例により、健康診断を行うものとすること。（第四十条第一項関係）
二 被爆二世又は被爆三世で、原子爆弾の傷害作用に起因する疾病にかかっている旨の都道府県知事の認定を受けたものは、第二に掲げる者とみなしてこの法律の規定（被爆者年金、特別給付金及び葬祭料に係る規定を除く。）を適用すること。（第四十条第二項関係）

一 都道府県知事は、被爆者年金、特別給付金及び葬祭料に係る規定を除く。を適用すること。（第四十条第二項関係）

二 都道府県知事は、被爆者年金、特別給付金及び葬祭料に係る規定を除く。を適用すること。（第四十条第二項関係）

第十五 旅客会社の鉄道への乗車等についての無賃取扱い

都道府県知事は、被爆者が死亡したときは、その葬祭を行う者に対し、葬祭料として、死亡した者一人につき二十万円を支給すること。ただし、その死亡が原子爆弾の傷害作用の影響によるものでないことが明らかである場合を除くこと（第三十六条関係）

一 被爆者及び政令で定めるその介護者は、運賃を支払うことなく、旅客会社の経営する鉄道、航路又は自動車線に乗車し、又は乗船することができるとすること。（第三十一条第一項関係）
二 国は、一による取扱いに伴う鉄道、航路及び自動車線の運賃を負担するものとする

こと。（第三十九条第三項関係）

第十六 被爆二世又は被爆三世に対する適用等

一 都道府県知事は、被爆二世又は被爆三世から申出があつた場合には、その者に対し

て、第五の例により、健康診断を行うものとすること。（第四十条第一項関係）

二 被爆二世又は被爆三世で、原子爆弾の傷

二 原子爆弾被爆者相談所は、被爆者の健康及び生活上の問題について相談に応ずる施設とすること。（第四十二条第二項関係）

三 国は、予算の範囲内において、原子爆弾被爆者相談所を設置した都道府県及び市に対し、その設置及び運営に要する費用の全部又は一部を補助することができるとすること。（第四十二条第三項関係）

第十九 原子爆弾被爆者等援護審議会

一 厚生大臣の諮詢に応じ、この法律の施行に関する重要な事項を調査審議させるため、厚生省に原子爆弾被爆者等援護審議会（以下「審議会」という。）を置くこと。（四十一条第一項関係）

二 審議会は、一の事項につき、関係行政機関の長に意見を述べることができるとすること。（第四十三条第二項関係）

三 その他審議会の組織及び運営に関し、所要の規定を置くこと。（第四十四条から第四十六条まで関係）

第二十 不服申立て

被爆者年金又は特別給付金に関する処分についての異議申立ての期間の特例等不服申立てに關し、所要の規定を整備すること。（第四十七条から第五十一条まで関係）

第二十一 支付金

国は、政令で定めるところにより、医療手当、介護手当及び葬祭料の支給並びにこの法律又はこの法律に基づく命令の規定により都道府県知事が行う事務に要する費用を都道府県（広島市長又は長崎市長が行うこれらの支給及び事務に要する費用については、広島市又は長崎市）に交付すること。（第五十六条関係）

第二十三 罰則

罰則に關し、所要の規定を置くこと。（第六十一条及び第六十二条関係）

第二十四 施行期日等

一 この法律は、平成二年七月一日から施行すること。（附則第一条関係）

二 原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）及び原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律（昭和四十三年法律第五十三号）を廃止すること。（附則第二条関係）

第二十二 放射線影響研究所に対する助成等

一 国は、財団法人放射線影響研究所に対し、その事業に要する費用について、予算の範囲内において補助するものとすること。（第五十七条第一項関係）

二 国は、財団法人放射線影響研究所の事業を推進するために必要な助言、指導その他の援助を行うよう努めるものとすること。（第五十七条第二項関係）

三 その他経過措置等所要の規定を整備すること。

三 健康診断の特例及び調査の規定を置くこと。（附則第十三条及び第十四条関係）

四 老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）に一般疾病医療費の支給の対象となる負傷又は疾病に関する医療等に要する費用についての負担の特例の規定を置くこと。

（附則第十五条関係）

五 その他経過措置等所要の規定を整備すること。

三 財団法人放射線影響研究所は、原子爆弾の放射能の人及びその影響による負傷又は疾病に関する調査研究、被爆者に対する健康診断及び指導、当該負傷又は疾病的治療等の事業を総合的に実施するよう努めるものとすること。（第五十七条第三項関係）

原子爆弾被爆者等援護法 施行に要する経費

- (1) 認定疾病医療（起因疾病について全額国費で給付）
 (2) 一般疾病医療（起因疾病以外について保険の自己負担分を国費で支給）
 (3) 健康診断（定期二回、臨時二回・全額国費）
 以上は現在の原爆医療法と条文上の表現も同じであるが、さらに援護法では二世三世で希望する者については健康診断の機会を与える政令で定める疾病にかかっている者については、医療の給付及び医療手当、介護手当の支給を行うこととしている。
- (4) 二世、三世に対する健康診断
 現在は二世の希望者について調査研究の一環として行っている
 援護法ではこれを法制化し、現行額の倍額を計上する
 (5) 老人医療費

1 医療関係

- (1) 認定疾病医療（起因疾病について全額国費で給付）
 (2) 一般疾病医療（起因疾病以外について保険の自己負担分を国費で支給）
 (3) 健康診断（定期二回、臨時二回・全額国費）

- 二四七・一億円
 三四・一億円
 四一億円
 （医療関係三二五億九〇〇〇万円）

2 手当・年金関係

(1) 医療手当

起因疾病にかかっている者について八万円を支給

医療特別手当の受給者

八〇〇円×二月×[七]人＝一億三六万円

介護手当

政令の定めるところにより月額一〇万円の範囲内で支給

現在八割の国庫負担を一〇割とする

老人医療費

家族介護	五万円×二七三件	三億三五三万円
		四億五三〇万円
被爆者年金	(3)	
全被爆者	(三五九九三人・八八・三・三現在)	
一現在	に対し、政令で定める障害の程度に応じ、三四万八〇〇円から七〇六万六八〇〇円の範囲内で支給	

老人保健法以降新たに生じることとなつた地方負担分（従来は原爆医療法が適用され地方負担はなかつた）を国が特例的に負担する

元年度の老人保健事業推進費（原爆分・予算補助）は、二一・五億円であるが老人保健法制定以降新たに生じることとなつた県、市の地方負担を完全にカバーする額とする

二四七・一億円
 三四・一億円
 四一億円
 （医療関係三二五億九〇〇〇万円）

二〇〇万円×（七七人十七五人）＝
 七四億七一〇〇万円

以下同様に

健康管理手当受給者

五万円×二三九人＝三〇億三五〇万円

保健手当支給者

三万六〇円×二三九人＝九億三六万円

その他

三万六〇円×九八三人＝三〇億五八〇万円

計一六七三億九二四四万円

(4) 特別給付金の支給

額面一二〇万円 一〇年償還の記名国債

広島、長崎における奉安者の七割とする

一五〇七一人 × 〇・七 = 一〇五五七人

九七三人 × 〇・七 = 七〇二三人

七七三人 × 三万円 = 六八億九四四万円

(5) 葬祭料

三〇万円 × 七七三件 = 一二億六五〇〇万円

(6) 二世、三世に対する医療手当、介護手当

将来のケースに備え法整備をするもので、

直ちに対象者が出るものではない

(7) 被爆者保護施設等

法制化し、原爆ホームの増設や機能の拡大

を行う

国立の保護施設の運営に要する経費

一九七三〇円 × (七五〇+一四三人) =

四三億二三九万円

元年度においては福祉措置全体で一五・七億円が計上されているが、援護法の施行に伴い、相談事業等のその他の措置を拡充するため二〇億円を見込む

六三億二三九万円

(8) 旅客鉄道会社への無賃乗車

戦傷病者の無賃乗車制度と横並びで考える

運賃は全て、料金は三分の二が運輸省(国)

負担で残りが会社負担

運輸省(国)負担の一人当たり平均額が年間一一〇五二円(一五万人弱の戦傷病者に

対し予算は一六億五五五六万円)であるの

で、これに被爆者手帳保持者の数を乗じる

二五三円 × 三五九三一人 =

三九億七七九六万円

(9) 放射線影響研究所助成費

法制化し、費用は元年度の日本側負担どおりとする
二二億五〇〇〇万円

(10) 調査費
援護を受ける者の状況調査をすることとしているが、平年度経費としては計上しない
(手当・年金関係等二〇四六億六四三四万円)
法改正所要額
一三七一億五四三四万円

原子爆弾被爆者等援護法による 年金・手当の性格

1 被爆者年金

被爆者が、人類史上唯一無二の原子爆弾被爆者なるが故に置かれている特別な状態、すなわち、①原子爆弾の傷害作用による後遺症のため、稼得能力や生活能力が劣っている、②原爆に起因する痛苦から解放されなければかりか、傷病に伴う出費(健康管理、栄養補給、再発防止等)を要する者が多い、③何時発病するかもしれないというような生活不安、さらには二世、三世に対する遺伝的不安を常に持たざるをえない等の状況下にあることに対

ては今後の課題とする。
現に認定疾病医療の給付を受けている状態にあることによる周辺的な必要経費を支弁する(医療に関連して慰安または教養の手段を与えることにより精神的安定を図り、同時に医療効果の向上を図る)。

なお、一般疾病対象者に対する支給については今後の課題とする。

2 医療手当

介護者を雇った場合の実費補助(他人介護)。
他人介護とのバランスを考慮し、重度の者

他人介護とバランスを考慮し、重度の者

を家庭で介護していることに対し、国として
その労苦に報いる（家族介護）。

4 特別給付金

本来は遺族年金・弔慰金を支給すべきであ
るが、当面は特別給付金とする。
原爆被爆により亡くなつた者に対する弔慰
と遺族に対する慰謝。

5 葬祭料

葬祭を行う者に対し「葬式代」を支給。



政策資料

社会党の政策の全てがわかる

「政策資料」購読のお知らせ

定価 一部三〇〇円・送料五一円
年間購読料 四二〇〇円（前納）
ご送金は左記へお願いいたします。
郵便振替 東京8-80821又は
大和銀行 衆議院支店
普通02038888

「日本社会党政策審議会」

もう一つの日本と世界

—21世紀への社会経済転換計画—

私たちの選択

リクルート、不公平税制……
こうした歪んだ政治や社会を
変えるために

—内 容—

- I もう一つの生活、もう一つの日本と世界を
- II 社会経済の転換・われわれの設計図
 - (i) 転換のための七つの目標
 1. 新しい豊かさ・生活の質の向上
 2. 豊かな社会・人間の都市をつくる
 3. 新しい産業政策、産業構造の展望
 4. 財政・税制・金融政策の方向を変える
 5. 世界に貢献する日本・グローバルな視点に立つ経済政策
 6. 平和・軍縮の象徴となる日本
 7. 豊かな人間性と文化の社会
 - (ii) 社会経済転換計画をすめるプロセス
 - 二段階・二つの中期五カ年計画—
 - 1. 21世紀への改革の前提条件
 - 2. 第一段階・中期五カ年計画の基本的考え方
 - 3. 豊かな社会への七つの改革プラン
- III 国民の力が社会を変える



土井たか子委員長

重んだ政治や社会を
変え、世界と共に生き
きる日本の現実は可能
なのか。私たち社
会党の「もう一つの日本と世界」は、その一つの回答です。国政の場で、地域社会の中で、そして世界との交流の場で検証されることを願ってや
みません。（本書「発刊にあたって」から）

発売中！

価格 600円 郵送料別

お申し込みはお早目に

日本社会党政策審議会

〒100 東京都千代田区永田町2-2-1

衆議院第一議員会館

T E L 03 (581) 5111 内線 3880-4

F A X 03 (502) 5857

編集後記

★『世界をゆるがせた十日間』でジョン・リードは一〇月革命のペトログラードを描いた。それから七二年余、所はモスクワに移つたが、今度のソ連共産党拡大中央委員会総会もまた世界を震撼させた。拡大中央委員会は、①人間的で民主的な社会主義、②共産党の指導的役割を規定した憲法第六条の削除、③複数政党制の容認、④大統領制の導入、⑤党機構の大幅な改革、⑥市場経済の導入——を盛り込んだ新政治綱領案を採択した。ソ連のペレストロイカは、東欧諸国の改革の嵐を引き起こし、共産党の一党支配から複数政党制へと動いた。改革の震源地であつたソ連の方がこの面で遅れたと言える。▼左翼エス・エル追放後、一貫して共産党の一党支配下にあり、それは憲法に規定されてきた。党と国家との癒着であり、プロレタリア独裁は党独裁の別の表現でもあつた。国家の中の「中核的組織」である共産党の理論はいうまでもなくマルクス・レーニン主義＝科学的社会主義である。それが「人間的で民主的な社会主義」で社会主義の再生をはかるのだという。考えようによつては、ロシア革命後の社会主義と

は一体何だつたろうか、という疑問が湧くのは当然であろう。保守派と呼ばれる中央委員から反対、批判の意見がでたのも当り前と言えば、当たり前だと思う。▼日程を延長してまで討論を行なつた新政治綱領案の実行には、

容易ならざる困難が待ち受けていると思う。

ペレストロイカが始まって四年、経済は一向に良くならない。市場メカニズムの導入にしても、どのような具体的手段とプロセスで行なうのか等々。多くの共和国、沢山の民族を抱え、それぞれの歴史も風土も異なる国。「社会主义の祖国」という思い入れは別にしても、ソ連の改革の如何は世界の政治・経済に大きな影響を及ぼさざるを得ないであろう。わが国にとつても、軍縮や経済協力、そして領土問題の解決に「ゴルバチョフ改革」は大きくかかわつてゐる。歴史的な拡大中央委員会を評価しつつ、今後を注意深く見守りたい。

★世界が大きく動いているというのに、日本の政治は内向きのままである。選挙後には危機的にある日米経済をめぐつて構造協議も再開される。政治の流れを変える力は、東西を問わず市民である。消費税廃止に決着をつけ、清潔な政治を実現して一刻も早く内向きな政治を変えなければ、と思う。投票日まであと十日、市民の意思はどう示されるであろうか

(W)

政策資料編集委員会

委員長 伊藤茂
編集委員 岩垂寿喜男
細谷治嘉
小野信一

松前仰
上原康助
河上民雄

清水勇
戸田菊雄
永井孝信

志苦裕
安田修三

村沢牧
瀬尾忠博

福間知之
渡辺博

水田稔
押田三郎

中村茂
志間田勝美

小林恒人
温井寛

田中恒利
佐藤敬治

久保亘
浜谷惇

矢田部理
佐岡昭次

上原康助
本岡昭次

「政策資料」購読料のお知らせ

定価 一部 三〇〇円

送料 一部 五一円

年間購読料 四二〇〇円（前納）

ご送金は左記へお願ひいたします。
郵便振替 東京8-180821

又は

大和銀行 衆議院支店
普通 203888

日本社会党政策審議会

一九九〇年度政府予算案の内容と問題点の正誤表

行目	誤	新旧を対比すると、一般作物	新旧を対比すると、基本額で、一般作物
一八	農家負担の軽減と計画的な推進を図るため償還利息の利子部分全額について一定期間、利子補給を行つものである。利子補給の財源負担割合は国と県が半々である。要するに、高負担の農家の特に苦しい償還時期において償還利子の减免をはかるうとするものである。	土地改良通年試行が七万円→四万円 導入が上げられるが、特例作物以下 導入等が上げられるが、水田預託以下	土地改良通年試行が七〇〇〇円→四〇〇〇円
一九	農家負債の利子部分を肩代わりしようとする点では同じであるが、借り換融資ではなく利子補給の様式を用いており、しかも利子を减免する期間を限定するなど社会党的方針	農家負債を軽減しようとする点では同じであるが、社会党的方針	農家負債の軽減と計画的な償還の推進を図るために償還金額の一定額以上の部分を無利子で先送りするものである。
二〇			
二一			
二二			
二三			
二四			
二五			
二六			
二七			
二八			
二九			
三〇			
三一			
三二			
三三			
三四			
三五			
三六			
三七			
三八			
三九			
四〇			
四一			
四二			
四三			
四四			
四五			
四五			
四六			
四七			
四八			
四九			
五〇			
五一			
五一			
五二			
五三			
五四			
五五			
五六			
五七			
五八			
五九			
六〇			
六一			
六二			
六三			
六四			
六五			
六六			
六七			
六八			
六九			
七〇			
七一			
七二			
七三			
七四			
七五			
七六			
七七			
七八			
七九			
八〇			
八一			
八二			
八三			
八四			
八五			
八六			
八七			
八八			
八九			
九〇			
九一			
九二			
九三			
九四			
九五			
九六			
九七			
九八			
九九			
一〇〇			
一〇一			
一〇二			
一〇三			
一〇四			
一〇五			
一〇六			
一〇七			
一〇八			
一〇九			
一〇一〇			
一〇一一			
一〇一二			
一〇一三			
一〇一四			
一〇一五			
一〇一六			
一〇一七			
一〇一八			
一〇一九			
一〇二〇			
一〇二一			
一〇二二			
一〇二三			
一〇二四			
一〇二五			
一〇二六			
一〇二七			
一〇二八			
一〇二九			
一〇三〇			
一〇三一			
一〇三二			
一〇三三			
一〇三四			
一〇三五			
一〇三六			
一〇三七			
一〇三八			
一〇三九			
一〇四〇			
一〇四一			
一〇四二			
一〇四三			
一〇四四			
一〇四五			
一〇四五			
一〇四六			
一〇四七			
一〇四八			
一〇四九			
一〇五〇			
一〇五一			
一〇五二			
一〇五三			
一〇五四			
一〇五五			
一〇五六			
一〇五七			
一〇五八			
一〇五九			
一〇六〇			
一〇六一			
一〇六二			
一〇六三			
一〇六四			
一〇六五			
一〇六六			
一〇六七			
一〇六八			
一〇六九			
一〇七〇			
一〇七一			
一〇七二			
一〇七三			
一〇七四			
一〇七五			
一〇七六			
一〇七七			
一〇七八			
一〇七九			
一〇八〇			
一〇八一			
一〇八二			
一〇八三			
一〇八四			
一〇八五			
一〇八六			
一〇八七			
一〇八八			
一〇八九			
一〇九〇			
一〇九一			
一〇九二			
一〇九三			
一〇九四			
一〇九五			
一〇九六			
一〇九七			
一〇九八			
一〇九九			
一〇一〇〇			
一〇一〇一			
一〇一〇二			
一〇一〇三			
一〇一〇四			
一〇一〇五			
一〇一〇六			
一〇一〇七			
一〇一〇八			
一〇一〇九			
一〇一〇一〇			
一〇一〇一〇一			
一〇一〇一〇二			
一〇一〇一〇三			
一〇一〇一〇四			
一〇一〇一〇五			
一〇一〇一〇六			
一〇一〇一〇七			
一〇一〇一〇八			
一〇一〇一〇九			
一〇一〇一〇一〇			
一〇一〇一〇一〇一			
一〇一〇一〇一〇二			
一〇一〇一〇一〇三			
一〇一〇一〇一〇四			
一〇一〇一〇一〇五			
一〇一〇一〇一〇六			
一〇一〇一〇一〇七			
一〇一〇一〇一〇八			
一〇一〇一〇一〇九			
一〇一〇一〇一〇一〇			
一〇一〇一〇一〇一〇一			
一〇一〇一〇一〇一〇二			
一〇一〇一〇一〇一〇三			
一〇一〇一〇一〇一〇四			
一〇一〇一〇一〇一〇五			
一〇一〇一〇一〇一〇六			
一〇一〇一〇一〇一〇七			
一〇一〇一〇一〇一〇八			
一〇一〇一〇一〇一〇九			
一〇一〇一〇一〇一〇一〇			
一〇一〇一〇一〇一〇一〇一			
一〇一〇一〇一〇一〇一〇二			
一〇一〇一〇一〇一〇一〇三			
一〇一〇一〇一〇一〇一〇四			
一〇一〇一〇一〇一〇一〇五			
一〇一〇一〇一〇一〇一〇六			
一〇一〇一〇一〇一〇一〇七			
一〇一〇一〇一〇一〇一〇八			
一〇一〇一〇一〇一〇一〇九			
一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇			
一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一			
一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇二			
一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇三			
一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇四			
一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇五			
一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇六			
一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇七			
一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇八			
一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇九			
一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇			
一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一			
一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇二			
一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇三			
一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇四			
一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇五			
一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇六			
一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇七			
一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇八			
一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇九			
一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇			
一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一			
一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇二			
一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇三			
一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇四			
一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇五			
一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇六			
一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇七			
一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇八			
一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇九			
一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇			
一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一			
一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇二			
一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇三			
一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇四			
一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇五			
一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇六			
一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇七			
一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇八			
一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇九			
一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇			
一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一			
一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇二			
一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇三			
一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇四			
一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇五			
一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇六			
一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇七			
一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇八			
一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇九			
一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇			
一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一			
一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇二			
一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇三			
一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇四			
一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇五			
一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇六			
一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇七			
一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇八			
一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇九			
一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇			
一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一			
一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇二			
一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇三			
一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇四			
一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇五			
一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇六			
一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇七			
一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇八			
一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇九			
一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇			
一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一			
一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇二			
一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇三			
一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇四			
一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇五			
一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇六			
一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇七			
一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇八			
一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇九			
一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇			
一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一			
一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇二			
一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇三			
一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇四			
一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇五			
一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇六			
一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇七			
一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇八			
一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇九			
一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇			
一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一			
一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇二			
一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇三			
一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇四			
一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇五			
一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇六			
一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇七			
一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一			

POLICY AND LEGISLATION

SEISAKU SIRYŌ

March 1990

No. 282

Foreword : Maki Murasawa

Special Issue I : Analysis of the National Budget Bill for Fiscal 1990

General Remarks

Analysis of the Budgets of the Major Ministries and Agencies

Analysis of the Local Finance Measures for Fiscal 1990

Special Issue II ; The A-Bomb Victims Relief Bill Proposed by the Opposition Parties

Commentary of the Bill

Outline of the Bill

Comparative Table of the Special Measures Law of the A-Bomb

Victims(Present Act) and the Bill

The A-Bomb Victims Relief Bill(Summarised Text)

Expenses to Be Incurred in the Execution of the Bill

Nature of the Pension and Allowances Contained in the Bill

PUBLISHED BY POLICY BOARD
THE JAPAN SOCIALIST PARTY

First Members' Office Bldg., the House of Representatives
2-1, Nagata-cho 2-chome, Chiyoda-ku, Tokyo, Japan
Phone(03)581-5111 Ext. 3880~4 Fax (03)502-5857

政策資料 3月号

編集人 政策資料編集委員会

発行人 伊藤茂

発行 日本社会党政策審議会

東京都千代田区永田町2-2-1
衆議院第一議員会館
電話 東京 03 (581) 5111 内線3880~4
FAX 東京 03 (502) 5857

定価 300 円 (送料51円)